

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

市は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及啓発推進

市は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、県と連携して防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙等による広報活動の実施
- エ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施の促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、大雨、大風等の擬似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(3) 消防団員（水防団員）等による指導

市は、消防団員（水防団員）等による地域の巡回指導を促進し、重要水防箇所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

(5) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓

発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- イ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ウ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- エ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- オ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- カ 防災週間（8月30日～9月5日）

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第20節「文教対策」のとおりとする。

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

市、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ◆ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ◆ 病院、社会福祉施設
- ◆ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災訓練の実施、防災活動に関するマニュアル等の配付により防災教育の徹底に努める。

なお、当該マニュアル等に関しては、総論でも述べたように想定外の災害を想定し、課題を検証しつつ随時改訂作業を進めるものとする。

- 1 気象予警報、災害等に関する知識
- 2 防災対策に関する知識
- 3 災害発生時にとるべき役割と具体的行動
- 4 防災担当者における各種研修を通じた専門知識の習得
- 5 その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

資料編	◆ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル	P 406
	◆ 災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）	P 410

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自助・共助の精神に基づき災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民の隣保協働の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

1 自主防災組織

本市では、既存の自治会を積極的に活用し、自主防災組織の結成が図られてきており、ほぼ100%に近い組織率となっている。

今後も自主防災組織の維持・促進を図るとともに、活動のマンネリ化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題にも積極的に支援等を行い、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、将来的には団員の高齢化の進行が予想されており、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

消防団員の定数

(平成29年1月1日現在)

那須烏山市	人口 (H27年国勢調査)	面積	消防団		
			団長	団員	合計
	27,047人	174.35km ²	1人	606人	607人

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 気象注警報、水防警報、洪水予報等の警戒情報
- ウ 過去に発生した被害状況
- エ 近隣の災害危険箇所の把握
- オ 災害時にとるべき行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難場所・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（N T Tの災害用伝言ダイヤルの活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検

イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検

ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

(4) 各家庭の安全点検、補強の実施

(5) 応急救護方法の習得

(6) 市又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、県と連携して企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第3 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害・震災等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。

各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を確認しておく。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

市が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の要配慮者の把握

市、消防機関、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会役員関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

3 市による自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の推進

市は、自主防災組織の維持・促進に関し、既存の自治会等を積極的に活用し、育成・強化を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

(2) 商店会等の地域団体の活用

市は、町内会、自治会等のほか、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時には消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

(1) 団活性化総合計画の策定

(2) 団活動に必要な各種資材の整備・充実

(3) 団員に対する各種教育訓練の実施

(4) 地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

5 少年消防隊の育成・強化

市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防隊に対し、各種行事を通じ、防火、防災、避難等について指導する。

第4 災害関係ボランティアの環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、市社会福祉協議会と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 ボランティアの育成、環境整備

市は、市社会福祉協議会と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

2 行政とボランティアとの連携

市は、市社会福祉協議会とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

第5 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第3節 防災訓練の実施

市では、招集訓練、実動訓練等具体的な訓練のほか、初動体制に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

市は、これら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備し、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る必要がある。

そのほか、訓練を実施する際、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第2 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、市は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、那須烏山警察署と連携して実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

総合防災訓練

- ① 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- ② 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 水防訓練
- ⑤ 土砂災害防災訓練
- ⑥ 救出・救助訓練
- ⑦ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊出し訓練
- ⑧ 応急救護、応急医療訓練
- ⑨ ライフライン応急復旧訓練
- ⑩ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ⑪ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- ⑫ 防災ヘリコプター及び救助ボートを活用した訓練（救助訓練及び消火訓練）
- ⑬ 広域応援訓練
- ⑭ 上記の①～⑬に示した訓練の他に、「避難行動要支援者避難支援訓練」や「災害ボランティアセンター設置運営訓練」が出来るよう努めるものとする。

第3 防災図上訓練

市は防災関係機関と連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当者等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

第4 非常招集訓練

市は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

1 平素における非常招集措置の整備

招集の区分や業務分担ごとに、招集対象者の住所及び連絡方法等を記した名簿を作成する等、非常招集のために必要な事項を整備する。

- (1) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- (2) 招集の区分
- (3) 招集命令伝達、示達要領
- (4) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- (5) 非常招集の業務分担、配置要領
- (6) 待機命令の基準
- (7) その他非常招集のために必要とする事務処理

2 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、無線放送、携帯電話、口頭等による伝達も迅速正確を期するものとする。

3 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

4 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

第5 通信訓練

市及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第6 水防訓練

市は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団を中心とした水防訓練を定期的に実施する。

第7 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部と連携して、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第8 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施する。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救出・救護訓練 等

第4節 要配慮者対策

市は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う「要配慮者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動においてハンディを負う高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などのいわゆる「要配慮者」は、年々増加している。高齢化、国際化社会が進展している現在、要配慮者の占める割合も増加の一途をたどり、対策の重要性は増している。

第2 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等に対する対策

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する安全確保を図るため、「那須烏山市要配慮者対応マニュアル」を作成し、自主防災組織等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行う。

1 地域における要配慮者に対する安全性の確保

(1) 地域の協力体制の整備

要配慮者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助け合う環境が整備されることが重要である。そのため、市は、民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダー、民間ボランティア等と協力して、要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

(2) 要配慮者の把握

ア 名簿・マップの作成

市は、保健師、ホームヘルパー、ケアマネージャー等の訪問活動、民生委員・児童委員活動、自治会活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行い、名簿やマップ等を作成することにより必要な情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由）の整理を行う。なお、名簿やマップ等の作成にあたっては、本人又は家族の同意を得る等プライバシーの保護に十分配慮を行う。

イ 関係機関による情報交換

市は、消防本部、消防団、自主防災組織、福祉関係者（民生委員・児童委員、障害者相談員等）等と連携し、定期的な情報交換等により、地域の要配慮者を把握する。

(3) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は、消防団、自主防災組織、福祉関係者（民生委員・児童委員、障害者相談員等）等と連携し、地域における要配慮者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(4) 緊急通報装置等の整備

市では、重度な疾患をもつひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置の設置を行っており、平成27年度現在の設置件数は40件である。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該装置の周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしていく。

加えて、防災ラジオの有益性を検証しつつ、整備・拡充に向けた調査研究を進める。

(5) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保できるよう努めるものとし、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口の充実を図るものとする。

(6) 就学前教育・保育施設園児対策

市は、就学前教育・保育施設の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(7) 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

市は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。

また、非常用通報装置の設置についても指導していく。さらに、市は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

(2) 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に対して、市や関係機関等との緊急連絡体制の整備を推進し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備・推進を図る。

(4) 夜間体制の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、老人保健施設等については、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(5) 土砂災害危険区域の情報提供等

市は、土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設の管理責任者に対し、県と連携・協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

(6) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

市は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第3 市内在住外国人に対する対策

1 外国語化による外国人への防災知識の普及

市は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、市は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化や標識の標準化（平成28年3月22日付け日本工業規格（以下「JIS」という。）において、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という。）」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」が制定・改正され、公示）に努める。

2 地域等における安全性の確保

日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努めるとともに、市内在住のALT（外国語指導助手）に対し、事前に協力要請をするものとする。

4 災害時における外国人支援体制の整備

市は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1のとおり、非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市は、講習会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市による備蓄の推進

現在、市では那須烏山市役所烏山庁舎等に、資料編に掲げるとおり生活必需品等の備蓄を行っているが、今後もより一層の整備充実に努めるものとする。備蓄目標については、阪神淡路大震災時の避難率が7%であったことを勘案し、2,000人分の備蓄を行うよう努めるとともに、関係機関と物資の供給に関する協定を締結するなど、災害時の物資の調達体制を整備する。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

資料編 ◆ 食料、生活必需品の備蓄状況

P304

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

災害時における緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等との連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備するものとする。

また、医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

2 関係機関との連携

市は、資機材の備蓄にあたっては、近隣市町との共同備蓄の推進や自主防災組織における備蓄推進を促進する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資の資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 風水害に強いまちづくり

大雨、洪水等の自然災害から住民の生命、財産を守るため、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施し、災害に強い都市整備を進める。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、防災の観点を考慮しつつ、平成20年3月に策定した市の都市計画マスタープランを推進するとともに、これらの市マスタープランや平成28年3月に改正された県の都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市は県等の関係機関と相互に連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 要配慮者に配慮した施設の整備

本章第4節第2の3のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市は、避難場所として指定している公園については、近隣住民の緊急的な一次避難場所だけではなく、身近な防災活動拠点の役割を担うためにも、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 河川の現況と対策

本市には那珂川をはじめ、江川、荒川などの大小河川が貫流し、国及び県において洪水対策等の整備が進められている。中でも広い流域を持つ那珂川が市の中央を蛇行しながら南北に貫流し、市の下流部で溪谷に挟まれるため、洪水時には流れが滞留し、冠水が発生しやすい状況にある。

近年は、県北地域の開発や水路整備の進展に伴い、台風や集中豪雨の際に、短時間で河川の増水が見られる。

また、向田・下境地区で那珂川に合流する荒川・江川も流域が広く、洪水時には合流点で冠水が発生しやすい状態になっている。

加えて、平成28年5月30日には、関東地方整備局常陸河川国道事務所から平成27年9月の「関東・東北豪雨」の降雨パターンを考慮した洪水浸水想定区域(想定最大規模)が発表され、従前とは比べ、広範囲において浸水区域が広がる結果となった。

これらにより、本市の低地部・築堤未整備部において冠水による水害が発生するため、河川や水路の整備が求められるとともに、地域の保水機能の維持・向上が求められている。

今後市では、国及び県と連携して、効果的な河川整備の推進を図る。

資料編 ◆ 重要水防箇所一覧

P 308

2 砂防対策

本市では広く森林を有しているが、一時的な集中豪雨が多いため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生じた土砂は、勾配の急な谷間に多量にたい積され、豪雨によって下流にはん濫し被害を与えることが少なくない。

市内には、一級河川等、土砂災害危険箇所が数多くあるので、国、県と連携して、土砂の生産及び流出を抑制し河川状態の安定を図る。

資料編 ◆ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

P 317

◆ 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧

P 320

3 治山対策

本市には山地が多く、一部急峻な地形と崩壊しやすい地質を有し、自然がけ等危険箇所が存在している。

これら山地は森林で形成されているものの、傾斜地における人造林や、手入れがなされない森林部においては、がけ崩れの危険性が高く、警戒が必要である。

また、開発の際の人工がけの設置、樹木の伐採も災害発生の危険性を有しており、安全性を考慮した開発・災害防止策が求められている。

市では、国、県に対して危険箇所の工事を推進するよう要請していくものとする。

資料編 ◆ 山地災害危険地区一覧

P 321

◆ 土石流危険溪流一覧

P 325

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から市の地域を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、災害危険箇所・区域等に対し、計画的な予防対策を実施する。

第1 現状と課題

土砂災害・山地災害（地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ）は、毎年のように全国各地で発生している。これらによる犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めており、栃木県に大きな被害をもたらした平成10年8月末豪雨災害では、死者5名、行方不明者2名が、また記憶に新しい平成27年9月の関東・東北豪雨では、死者3名の犠牲者が出ました。

また、新たな宅地開発等によりがけ崩れの発生するおそれのある危険な箇所は年々増加している。

これらを踏まえ、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備を計画的に推進していく必要がある。

しかしながら、このような危険箇所を工事等のハード対策だけで、安全な状態へと整備していくには膨大な時間と費用が必要となる。

そのため、ハード対策と併せて、土砂災害防止法に基づく対策や土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、市は県と連携して次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域の指定等

(1) 市は、「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）の指定を受けているため、市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項についてハザードマップの配布や市ホームページ等を通じて地域住民及び要配慮者利用施設に周知を行う。

(3) 市は、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を本計画により定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の強化・充実、加えて、当該区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について必要な事項を定め、各種媒体等を通じ周知を行う。

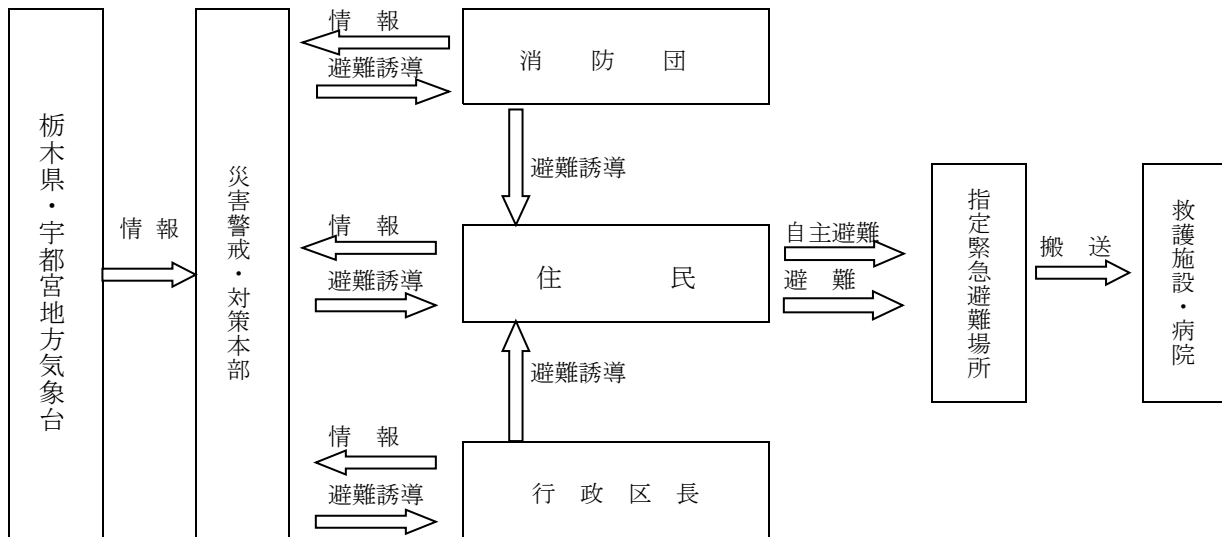
2 土砂災害特別警戒区域の指定

県では警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、次のような措置を行うこととなっている。このため、市は県と連携して、土砂災害特別警戒区域の住民等に対して当該措置内容の周知を行う。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等
- (5) 土砂災害区域等の基礎調査結果の公表

3 情報収集及び伝達・避難体制

情報収集及び伝達、避難体制は、消防団や行政区長、防災行政無線を通じて行う。



4 連絡者及び指定緊急避難場所一覧

警戒区域ごとの避難体制、指定緊急避難場所は、資料編（299～300ページ）及び市において作成した土砂災害浸水想定区域ハザードマップによる。

5 警戒区域内の要配慮者関連施設

警戒区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	分類及び箇所番号	名称	所在地・電話番号	避難所	災害予報の伝達方法
1	[急傾斜] 402-I-025	境小学校	上境1404 TEL82-2442	旧境小学校	市総務課等から 電話連絡
2	[土石流] I-81001	荒川小学校	大金135-1 TEL88-2017	那須烏山市武道館	市総務課等から 電話連絡
3	[土石流] I-82009	明和園	大沢766 TEL83-1800	烏山体育館	市総務課等から 電話連絡
4	[急傾斜] 402-I-015	烏山母子寮	初音10-29 TEL82-8955	農村婦人の家	市総務課等から 電話連絡
5	[急傾斜] 402-I-008	あすなる作業所	中央2-17-13 TEL82-3141	烏山体育館 烏山武道館	市総務課等から 電話連絡

第3 宅地造成地災害防止対策

本市は、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については都市計

画法及び建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

したがって、市の区域において宅地等の造成工事を実施する者に対して、防災面に配慮した適切な施工を心がけるよう指導に努める。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

被災宅地危険度判定制度実施要綱に基づき実施体制を整備する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第5 地すべり防止対策

本市の地すべり危険箇所はすべて山間地区の境地区に集中しており、現在、16の危険箇所が確認されている。これらについて、国及び県と連携をとり順次計画的に地すべり防止施設の整備を図るとともに、区域に対する警戒体制を強め、緊急時に際して各地域ごとに適切な措置がとれるよう、周辺の住民等を中心に広く危険箇所の周知を行う。また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 雨量、降水量等の増加
- (2) 地下水の濁り、増加、変動等
- (3) 地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湿地の発生等

資料編 ◆ 地すべり危険箇所一覧

P 329

第6 山地災害防止対策

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区169地区、崩壊土砂流出危険地区55地区、地すべり危険地区3地区がある。市は、県と連携して、これらの危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策事業を実施し、災害の未然防止を図る。また、市は県に協力するとともに、県が認定した山地防災ヘルパーと連携しながら、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

資料編 ◆ 山地災害危険地区一覧

P 321

第7 急傾斜地崩壊対策

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は233箇所である。崩壊するおそれのある急傾斜地については、住民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについては急傾斜地崩壊対策工事等を実施して、災害の未然防止を図る。

1 土地所有者等に対する防災措置

- (1) 危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行うものとする。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における、土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合には、がけ地近接危険住宅移転事業や防災集団移転促進事業などの公的融資制度が活用できる旨、周知する。

2 住民への周知

市は、県と協力して危険な箇所に住する住民に対し、崩壊の危険性を周知徹底するとともに、土砂災害警戒情報が発令された場合は速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。また、住民に対し次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 雨量、降水量等の増加
- (2) 崖中途からの地下水の湧水

資料編	◆ 急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	P 314
	◆ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	P 317
	◆ 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧	P 320

第8 土石流防止対策

市内における土石流危険渓流は179箇所である。

最近の災害としては、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、兩岸を削られ、たい積土砂を押し流して、下流の人家集落に被害を起す例などがある。

市は、土石流危険渓流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

また、市は県と協力して、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行うとともに、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- (4) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

資料編	◆ 土石流危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	P 311
	◆ 土石流危険渓流一覧	P 325

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設の整備に努めるとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 市の義務

1 市等の責務

(1) 市の責務

水防管理団体である本市は、市の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 市長の責務

水防管理者である市長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

市の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、市長又は消防機関の長が水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具及び資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準

資機材名	器 具							資 材					
	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数	5	5	5	20	5	3	5	500	100	70	50	50	15
量	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	袋	枚	本	kg	kg	kg

(平成28年栃木県水防計画より)

2 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 市は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報河川について

1 国土交通省が指定する基準水位観測所及び水防警報区

河川名	区 域	基準地点	基 準 水 位	担当官署
那珂川	左岸：大田原市亀久字大平419番4地先から常陸大宮市野田字船場1846番1地先 右岸：大田原市佐良土字野島2835番1地先から茂木町大字飯野字中川原1571番1地先	小口	水防団待機水位（指定水位）4.00m 氾濫注意水位（警戒水位）5.00m 避難判断水位（特別警戒水位）5.00m 氾濫危険水位（危険水位）5.50m	常陸河川国道事務所 宇都宮地方気象台

荒川	左岸：さくら市松島新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点まで 右岸：さくら市早乙女新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点まで	連城橋	水防団待機水位（指定水位） 1.20m 氾濫注意水位（警戒水位） 1.50m 避難判断水位（特別警戒水位）2.00m 氾濫危険水位（危険水位） 2.50m	栃木県県土整備部河川課 宇都宮地方气象台
----	---	-----	--	-------------------------

2 洪水予報の種類

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した場合に、速やかに発表する。
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生した後速やかに発表する。

第4 浸水想定区域における対策

1 浸水想定区域における基本的考え方

国土交通省及び県は、第3により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、市町村に通知することとしている。

市は、浸水想定区域の指定があった場合、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、住民に周知を図る。

- ① 洪水予報の伝達方式
- ② 指定緊急避難場所
- ③ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ④ 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法

2 洪水ハザードマップの整備

市は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップ（洪水避難地図）を整備し、情報の伝達経路・方法、指定緊急避難場所、避難時の心得等について市民や関係機関への普及徹底に努める。

3 浸水想定区域及び指定緊急避難場所

浸水想定区域別の指定緊急避難場所は、以下のとおりである。

指定緊急避難場所	浸水想定区域	備考
七合公民館	大桶・白久	那珂川
七合小学校	谷浅見	〃
中山構造改善センター	中山	〃
興野集会所	興野	〃

烏山高校	滝田・城東	〃
烏山中央公園	鍛冶町・日野町・宮原	〃
せせらぎの里公園	大沢	〃
境小学校	上境	〃
すくすく保育園（旧野上小）	野上	〃
烏山南公民館（旧野上小）		
旧向田小学校	向田・落合	那珂川・荒川
旧境小学校	下境・小原沢	那珂川
三箇地区公民館	三箇	荒川
鴻野山公民館	小白井	〃
藤田公民館	藤田	〃
保健福祉センター	小倉・田野倉・小河原・高瀬	〃
輪之内公民館	小塚・大里・森田宿・輪之内	〃

4 浸水想定区域内の要配慮者関連施設

浸水想定区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	浸水想定番号	名称	所在地・電話番号	避難所	洪水予報の伝達方法
1	091120001	ほっとからすやまケアサポートセンター	野上1623-1 Tel82-0156	すくすく保育園 烏山南公民館	市総務課から電話連絡
2	20001	那須烏山市にこここ保育園	岩子152-1 Tel88-5252	保健福祉センター	市総務課から電話連絡

5 洪水予報、避難勧告・避難指示の伝達方法

国からの洪水予報の伝達経路は、以下のとおりである。市は、これにより避難勧告、避難指示について、下記の伝達経路によって市民に伝達する。

ア 国・県からの伝達経路

常陸河川国道事務所・宇都宮地方気象台



栃木県水防本部（河川課） → 烏山土木事務所 → 那須烏山市

イ 市民への伝達方法

避難勧告・指示 → { 民間放送局（Lアラート・テレビ・ラジオ・防災ラジオによる伝達）
NHK放送局（Lアラート・テレビ・ラジオによる伝達）
庁内各課（一斉メール・広報車・防災行政無線による伝達）
関係機関（広報車による伝達）
消防団（メール・サイレン・警鐘・巡回による伝達）
自治会（緊急連絡網・防災ラジオ・巡回による伝達）

第5 河川管理施設等の水害予防対策

1 平常時の予防対策

市は、河川管理者と連携し、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期するため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

2 事業計画

河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川管理者に対し、積極的に、河川改修や防災調節池等の河川整備の促進を求める。

第9節 農林水産業関係災害予防対策

市、県、農林水産業関係施設等の関係者等は、災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に止めるために、相互に連携して施設整備等の予防対策を実施する。

第1 農地・農業用施設、林業用施設対策及び水産業用施設

土地改良区等の農地・農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

3 用排水施設対策

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

資料編 ◆ 取水堰一覧

P310

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第10節 情報通信体制の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じるなど情報の伝達に万全を期す。

第1 本市の通信施設の現況

市は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用発電設備、自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 市防災行政無線
- 2 県防災行政ネットワーク
- 3 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 4 携帯電話（衛星携帯含む。）
- 5 インターネット
- 6 防災メール・エリアメール
- 7 とちぎテレビのデータ放送
- 8 ツイッター
- 9 防災ラジオ
- 10 消防団用簡易無線

第2 市防災行政無線

市では、現在防災行政無線を次のとおり整備している。

区 分		設 置 場 所
同 報 系	親 局	那須烏山市役所南那須庁舎防災対策室
	遠隔制御装置	南那須地区広域行政事務組合消防本部那須烏山消防署無線指令室
	屋外拡声子局	37局
	戸別受信装置	モニター用に親局設置場所（那須烏山市役所南那須庁舎）及び遠隔制御装置設置場所（那須烏山消防署）にそれぞれ1台設置

（注） 現行の防災行政無線（アナログ方式）は無線規格の変更により平成34年12月以降使用できなくなる。

第3 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県は県防災行政ネットワークを整備運用している。

災害時に、市に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第4 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になるため、衛星携帯電話の配備を進めるとともに、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、36箇所災害時の優先電話を登録しているが、さらに登録台数を増やし、大規模災害時の通信の確保に備えるものとする。

市は、平素から次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 災害情報伝達システム

市では、市職員・消防団に対し、携帯電話・防災メール・エリアメール・ツイッター・防災ラジオ等による一斉送信により災害時の非常通信に備えている。

第6 アマチュア無線団体との協力体制の確立

災害発生時に各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、平素から市内のアマチュア無線団体との協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

第7 防災ラジオ

本市においては、行政区長、民生委員・児童委員等へ防災ラジオを貸与しているところであり、有事の際には、有効的に利活用できるよう、平素から準備しておくものとする。

第8 県警との協力体制の確立

市の保有する通信手段が全て使用不可となった場合には、災害発生時における各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、県警との間において連携・強化を図るものとする。

第9 電信電話機関との間における連携・協力

災害発生時に、各避難所における通信手段が不全となった場合に、携帯電話の充電器(蓄電池も含む。)等の貸与やW i F i 環境の一時的構築ができるよう、平素から協力体制の確立を進めておく。

第 1 1 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民、駅等に溢れる帰宅困難者、旅館、ホテル等の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに指定及び整備

市は、すでに指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）を指定しているが、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化など、状況に応じて適宜見直すものとする。避難所の整備にあたっては、次の事項に留意し、見直すものとする。

新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

資料編 ◆ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

P 299

— 整備にあたっての留意事項 —

- ① 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ② 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ③ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ④ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ⑤ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化（平成28年3月22日付け日本工業規格（以下「JIS」という。）において、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という。）」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」（JIS Z9098）」が制定・改正され、公示）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること。
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑦ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑨ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑩ 通信事業者（東日本電信電話㈱外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこと。
- ⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ⑫ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

第 2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に

努める。

さらに、市は、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織等を通じた周知（市）
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
- (3) 緊急避難場所マップ配布による周知（市）
- (4) 広報紙、インターネットによる周知（市、県）
- (5) NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知（県）
- (6) 平素の警察活動での周知（県警察）

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と要配慮者の状況、要配慮者利用関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

2 避難準備・高齢者等避難開始発表体制の確立

市は、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備・高齢者等避難開始を発表する体制を確立する。

3 避難伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第10節第2のとおり、同報系の防災行政無線、防災メール、エリアメール、ツイッター、とちぎテレビデータ放送、防災ラジオ等と、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

- ▷ 各地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ▷ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ▷ 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ▷ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ▷ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。
- ▷ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 要配慮者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、

自主防災組織及び福祉関係者（民生委員・児童委員等）と連携し、要配慮者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に要配慮者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、市は、要配慮者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（本章第4節参照）

イ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送並びに併行社線との振替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める緊急避難場所へ避難させることも想定し、あらかじめ市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理体制の確認

市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携と避難所の通信確保

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織（自治会）、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。避難所の通信確保のために、特設公衆電話の事前設置を図り、迅速に安否確認等ができるように進めてゆく。

第12節 火災予防

第1 住民等の防災活動の促進

住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

1 火災予防対策の推進

(1) 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

消防本部は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

(2) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法(昭和23年法律第186号)」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(3) 予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて予防査察を計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災の発生や拡大の排除に万全を期すよう指導する。

(4) 入山者等への防火意識の啓発

市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

(5) 防火知識の普及啓発

市は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身に付けられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動(3月1日～7日)、栃木県春の山火事防止強化運動(3月1日～5月31日)の周知を図る。

第2 火災に強い地域づくり

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

1 火災

(1) 火災に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事

業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成に努める。

また、市は、高層建築物や医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災延焼防止のための緑づくり

市は、緊急避難場所として利用される公共施設、学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

2 野外堆積物対策

市及び消防機関は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

3 林野等の整備

火災に強い森林づくりと管理活動の推進として市は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

4 火災に対する建築物等の安全化

(1) 消防用設備等の設置と適正な維持管理

市、消防機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

(2) 建物火災安全対策の充実

市、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

(3) 文化財等の安全対策の促進

市は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

ア 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第3 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を平常時から実施する。

1 消火活動への備え

(1) 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望にたった組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、市及び消防本部は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(2) 消防施設等の整備・強化

ア 消防施設・設備の整備

市は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

イ 消防水利の整備

(ア) 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(イ) 市及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

ウ 消防用資機材等の整備

(ア) 市は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

(イ) 市は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

エ 空中消火活動の積極的な推進

市及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

資料編	◆ 消防組織・施設の状況	P 306
	◆ 離着陸場一覧	P 329

第13節 救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市は、平常時から県及び消防機関と連携して、救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて必要な施設及び人員の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、救急・救助体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

- (1) 救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成
- (2) 救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備
- (3) 応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

第3 地域防災力の向上

市は、消防本部と連携・協力して、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

また、消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援隊の受入窓口の設置や活動計画等をあらかじめ定めておき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

資料編 ◆ 特殊災害消防相互応援協定書

P 346

第4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

市は、発災後の避難所において急患がでた場合には、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を利活用するなどをして、消防、医療機関等のサポートに努めるものとする。

第5 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

市は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、県消防防災ヘリコプターの要請方法の周知や離着陸場の整備を図る。

第6 応援受入・連携体制の整備

市及び消防本部は、本章第21節のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。

第 1 4 節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、市では、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第 1 初期医療体制の整備

市は、南那須医師会をはじめとする医療機関等と連携し、事前に次の項目についての計画を定め、初期医療体制の整備を図るものとする。

1 初期医療体制の整備

(1) 救護班の編成体制の確保

市は、災害時における医療救護の万全を期するため、あらかじめ南那須医師会と医療救護班の編成や出動体制等について協議しておくものとする。

医療救護班は、おおむね次のような編成とする。

医師	2名
薬剤師	1名
看護師（保健師）	6名

資料編 ◆ 医療機関一覧

P 303

(2) 救護所の整備

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備に努める。

※ 防災用エアートントに関しては、那須烏山消防署北側のプレハブ小屋内に備蓄

(3) 医療救護班の編成、出動

災害発生時において、栃木県東部の那珂川町及び本市の1市1町では、南那須医師会のもと医療救護班を編成し、応急医療活動にあたることとなっている。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から南那須医師会等と協議を行っておく。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療がより円滑に行われるよう、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動等を実施できるようにするため、消防本部等が実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

第 2 後方医療体制等の整備

県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する次の10つの災害拠点病院を指定し、これにより災害時における医療の確保を図っている。

【災害拠点病院】

病 院 名
栃木県済生会宇都宮病院
独立行政法人 国立病院機構 栃木医療センター
JCHOうつのみや病院
上都賀総合病院
獨協医科大学病院
自治医科大学附属病院
足利赤十字病院
那須赤十字病院
芳賀赤十字病院
獨協医科大学日光医療センター

第3 応援要請

市内の医療救護活動が、医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県内他地域や県外に応援要請して対処するための応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続等について習得しておくものとする。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定

P331

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 定期的に避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第15節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、市その他関係機関は、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路を指定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
主要地方道	10	宇都宮那須烏山線	一部（高根沢町宝積寺〔国道4号分岐〕～那須烏山市中央1〔国道294号交点〕

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国 道	294	国道294号	市貝町笹原田〔国道123号分岐〕～那珂川町小川〔国道293号交差点〕
主要地方道	12	那須烏山御前山線	全線（那須烏山市中央2〔国道294号分岐〕～那須烏山市大木須〔茨城県境〕）
	25	那須烏山矢板線	一部（那須烏山市神長〔宇都宮烏山線分岐〕～さくら市鹿子畑〔国道293号交点〕）
	61	真岡那須烏山線	真岡市東郷〔国道294号分岐〕～那須烏山市田野倉〔宇都宮烏山線交点〕

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ◆ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	◆ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	◆ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

市、県及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

2 情報収集・連絡体制の整備

市、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨等の災害時に、道路が土砂崩れ、冠水、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸

送に支障を来す場合に備えて、あらかじめ臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定している。

また、市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地として、新たに飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として選定した場合は、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第4 物資集積所の整備等

市は、災害時に搬送される救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、救援物資集積拠点を整備し建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、市は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市は、市内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、赤帽栃木県軽自動車運送協同組合と協定を締結するなど体制の整備に努めている。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

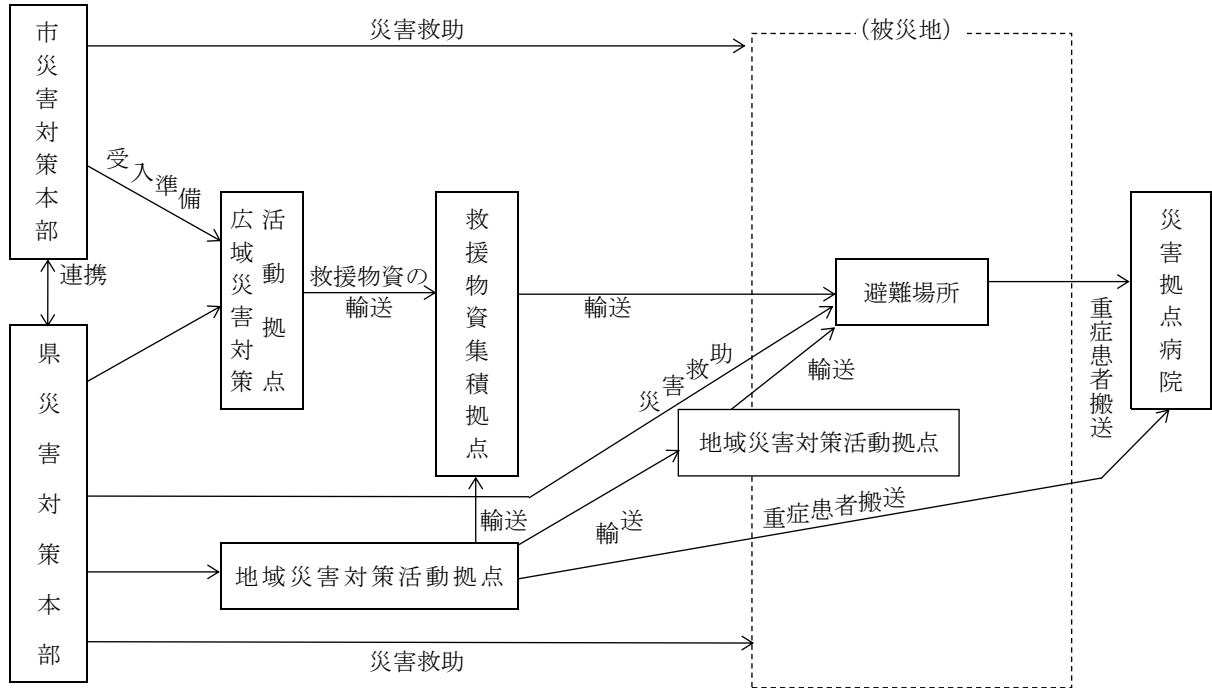
資料編 ◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

P 354

第16節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ確かな災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等の面から重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

第1 防災拠点の体系



第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 市災害対策本部

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所烏山庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の整備充実など、必要な整備を図る。

なお、当該拠点となる市役所烏山庁舎が未曾有の災害に被災し、災害対策本部としての機能を果たせない場合の代替施設として、保健福祉センターをサブ拠点に位置付けをし、当該施設においても本部機能を十二分に果たすことが出来るよう、太陽光発電設備、蓄電池設備の充実など、必要な整備を図る。

(2) 県災害対策本部、災害対策支部

県災害対策本部、災害対策支部は、情報の収集・把握、広報、防災関係機関との連絡調整、市町等が行う災害対策の指示・調整、災害救助法に基づく救助の実施、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中核機関として極めて重要である。

このため、県は、県災害対策本部設置場所となる県本庁舎、県災害対策支部となる各地方合同庁舎について、必要な整備を実施していく。

特に、平成20年1月から県危機管理センターを設置し、大規模災害発生時における初動体制の早期確立と的確な災害対策活動を実現するため、新たに防災情報通信システムを導入して万全を図っていく。

(3) 広域災害対策活動拠点

県は、県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

(4) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

防災拠点施設（抜粋）

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策本部	県本庁舎（危機管理課）	028-623-2136	宇都宮市埴田1-1-20
県災害対策支部 （現地災害対策本部）	県南那須庁舎 （烏山健康福祉センター）	0287-82-2231	那須烏山市中央1-6-92
市災害対策本部	那須烏山市（総務課）	0287-83-1117	那須烏山市中央1-1-1
	保健福祉センター（代替）	0287-88-7115	那須烏山市田野倉85-1
市内の地域災害対策活動拠点	烏山高等学校	0287-83-2075	那須烏山市中央3-9-8
	旧烏山女子高等学校跡地		那須烏山市金井1-4-23

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる市役所烏山庁舎については、計画的に整備を推進する。

加えて、サブ拠点となる保健福祉センターにおいても、逐次、整備を推進していくものとする。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 市防災行政無線（同報系・移動系）
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

第17節 建築物災害予防対策

風水害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化等必要な防災対策を講じる。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うこととしており、市はこれに協力する。

2 特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第16節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防本部〔那須烏山消防署〕消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- エ 配管設備類の固定・強化
- オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ア 法令に基づく点検等
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第18節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 鉄道施設の対策

東日本旅客鉄道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

3 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 上水道施設

市は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガ

ス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速化かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

第3 廃棄物処理施設の対策

市は、県及び廃棄物処理業者との連絡体制を整備するとともに、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておくものとする。

- (1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第19節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市は県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

本市における危険物施設（許可施設）は178施設あり（平成27年度）、適宜、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

資料編 ◆ 危険物施設の現況	P 305
◆ 危険物の大量貯蔵所等一覧	P 305

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討されるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (5) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (6) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (7) 化学消防自動車等の整備に努める。

第2 火薬類

栃木県における煙火製造所数は5、火薬類販売所数は68、火薬庫棟数(庫外貯蔵庫を含む。)は、139である(平成27年3月末現在)。

市では、県、関係機関に協力して、災害に起因する火薬類事故に備え、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

第3 LPガス

LPガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等(以下、本節において「販売事業者等」という。)は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

1 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- (1) 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
- (2) 出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。
- (3) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

2 販売事業者等の災害予防体制の強化

- (1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- (2) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- (3) 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流失防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- (4) 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第4 高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等(以下「高圧ガス事業者」という。)は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 災害予防措置の実施

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- (2) 消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。
- (3) 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。
- (4) 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。
- (5) 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。
- (6) 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード(事故時の措置・連絡用資料)を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

2 災害予防体制の強化

- (1) 保安統括者等は、保安管理体制(事業所内外の保安管理組織)、保安教育計画の整備を図り、従

業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

(2) 自衛防災組織、各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会及び一般社団法人栃木県LPガス協会で構成する栃木県高圧ガス地域防災協議会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第5 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これらを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

1 取扱施設等への指導

県は、毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

2 貯蔵量の把握

県は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

県は、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 講習会等の実施

県は、毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

5 連絡体制の整備

市は、県、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等（R I 等）取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、県に対する通報連絡体制を整備する。

2 市及び消防機関等の対策

(1) 市及び消防本部は、県が平成25年度に策定した「原子力災害対策の手引き」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

(2) 市及び消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(3) 市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

(4) 消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第20節 文教対策

風水害・雪害発生時の児童・生徒の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

学校安全計画作成上の留意点
(1) 防災教育に関する事項
① 学年別、月別の関連教科、道徳の時間における指導事項
② 特別活動、部活動等における指導事項
(2) 防災管理に関する事項
① 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
③ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
④ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
(3) 災害安全に関する組織活動
① 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
② 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や豪雨時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

～自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成～
想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。
また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

～防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実～
災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。
また、今回の東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第3 文化財災害予防対策

本章第12節火災予防第2の4(3)のとおり対策を行う。

第 2 1 節 防災関係機関相互応援体制の整備

災害発生時に、市、消防本部の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、他市区町村間の広域相互応援体制並びに県等との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

第 1 市区町村相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定の適切な運用

市は、市単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

(1) ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制

本市は、県内を 8 地域に区分したブロックのうち、南那須ブロックに属している。市は、応援活動を迅速かつ円滑に行うため、ブロック内の市町及び応援ブロックとして指定されている他の 4 ブロック間の災害時の連絡体制について確認しておく。

(2) 連絡会議の開催

市は、協定の円滑な運用を図るため、定期的及び必要に応じてブロック内での連絡会議に参加し、協定の内容や各市町の応援体制について確認を行うとともに、ブロック内相互応援体制の充実・強化に向けて必要な検討を行う。

(3) 体制の充実強化

市は、協定の円滑な運用を図るため、被災市町からの応援要請、応援の際の支援準備、応援業務の実施、県の災害対策業務との連携等に関する基本ルールの策定を検討する。

また、ブロック内での各市町の地域特性等を考慮した共同備蓄の推進や、ブロック内合同防災訓練の実施について検討する。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
----------------------------	-------

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、市は、県の区域を越えた市区町村を含め、できるだけ多くの市区町村、また、関係業者との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

資料編 ◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
◆ 特殊災害消防相互応援協定書	P 346
◆ 災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	P 350
◆ 災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	P 352
◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	P 354

第2 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和56年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県と県消防長会で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

消防本部は、県及び県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう努めるとともに、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行い、より効果的な広域応援体制の整備を図る。

2 緊急消防援助隊の整備

消防本部は県と協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、相互に協力して、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊の応援体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

消防本部は、県外からの緊急消防援助隊が市長の指揮の下、円滑に活動できる体制の確保を図るため、平成20年度に策定した「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

また、県は、随時当該受援計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上、適宜改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

第3 県と市の連携強化

市は、県による防災担当職員を対象とした説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、市地域防災計画の修正における助言・支援等により、市における防災力の向上を図るとともに、県と市が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

第22節 災害廃棄物等の処理体制の整備

市は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要がある。

第1 現状と課題

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、市では、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 市の対策

市は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

2 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、必要な支援を行う。

- (1) 市において、災害廃棄物等の発生見込み量を把握し、その処理体制を整備することができるよう支援する。
- (2) 平時から市、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。
- (3) 市及び関係団体との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「相互応援協定等」という。）が災害時に実効的に機能するよう、定期的に訓練、当該協定の内容の確認等を行うとともに、連絡体制を整備する。
- (4) 災害の発生等に伴い石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市、処理業者、解体業者等に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）等の周知を図る。
- (5) 災害時の廃棄物対策に関し、県域を越えた相互応援体制の構築に向け、関係都県、国等と共に検討を行う。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

第1 職員の配備体制等

職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、次によるものとする。

1 職員の配備体制

体制	災害の態様・体制の概要	配備基準	配備要員
注意体制	大雨・洪水警報等が発令され、小規模な災害が発生するおそれがある場合、小規模な災害が発生した場合に情報の収集及び応急対策を行なう。	河川の水位が水防団待機水位に達しさらに上昇すると見込まれる時	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
警戒体制	中規模な災害が発生するおそれがある場合、中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川の水位が氾濫注意水位に達すると見込まれる時 ◆ 土砂災害警戒情報が発令されると見込まれる時 	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
第1次非常体制（自動配備）	大規模な災害が発生するおそれがある場合、大規模な災害が発生した場合災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難判断水位に達しさらに上昇すると見込まれる時 ◆ 土砂災害警戒情報が発令された時 	全職員
第2次非常体制（自動配備）	県内に特別警報が発表された場合、災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合、災害応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 氾濫危険水位に達し氾濫が発生した時 ◆ 土砂災害が発生した時 	

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

2 初動体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警戒体制	副市長	総務課長	総務課危機管理G総括
非常体制	市長	副市長	総務課長

第2 注意体制

この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県に報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害情報に関する広報

第3 警戒体制

1 災害警戒本部の設置

中規模な災害が発生するおそれがある場合又は中規模若しくは局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）で副市長が必要と認めるときには、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 気象情報の収集
- (2) 被害情報の把握
- (3) 被害情報を県に報告
- (4) 関係課等への通報
- (5) 各課長及び市長への報告
- (6) 災害応急対策（中規模）
- (7) 災害情報に関する広報

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、副市長を本部長とし、教育長、全参事・課長で構成するものとする。

3 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- (1) 災害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

第4 非常体制

1 那須烏山市災害対策本部の設置

那須烏山市に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、市長是那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）に基づき、那須烏山市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 本部設置の基準

本部の設置の基準は、次のとおりである。

- ア 県内に特別警報が発表された場合（自動的に設置する。）
- イ 気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合
- ウ 大規模な火災、爆発事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- エ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合
- オ 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合

(2) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、ホームページその他確実迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、口頭	総 務 課
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	防災行政無線、口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話	〃
報 道 機 関	口頭、文書、電話	総合政策課
一 般 住 民	防災行政無線、ホームページ、エリアメール、防災メール、ツイッター、とちぎテレビデータ放送、防災ラジオ、広報車、電話、口頭	総務課・総合政策課

(3) 本部の設置場所

ア 本部は、那須烏山市役所烏山庁舎に置く。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

イ 本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(4) 解散の基準

本部は、おおむね次の基準により本部長が認めたとき解散する。

- ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

2 本部の組織図

本部の組織図は、本節末尾に掲げる別表1（P72）のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（各参事、課（局）長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

（ア）本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

（イ）本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出るものとする。

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当する。

(2) 本部の事務分担

本部は、本節末尾に掲げる別表 2 (P81) の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(3) 本部連絡員の任命及び責務

- ア 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- イ 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

(4) 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

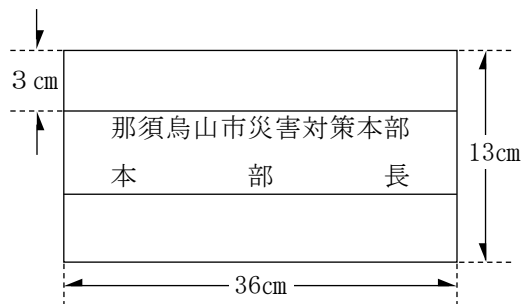
第 1 順位 副市長

第 2 順位 教育長

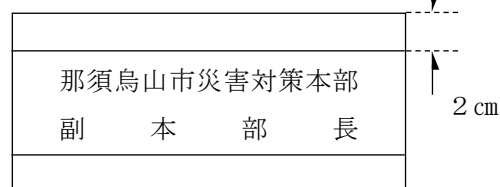
(5) 災害対策本部職員の証票等

ア 本部長、副本部長、本部員その他の職員は災害対策活動に従事するときは、次に掲げる腕章を着用するものとする。

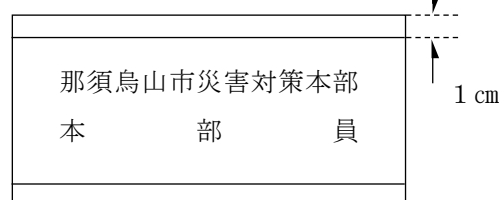
(ア) 本部長腕章



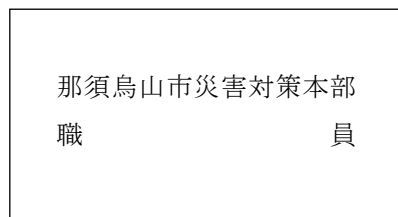
(イ) 副本部長腕章



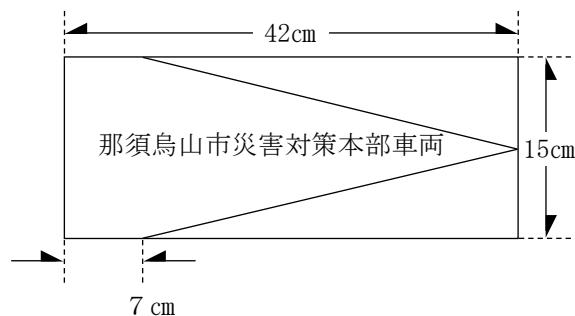
(ウ) 本部員腕章



(エ) 職員腕章



イ 災害対策活動に使用する本部の車両には、次に掲げる標旗を付するものとする。



4 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第5 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

2 動員の伝達方法

非常体制時の職員等への動員の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合において本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長はこれを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

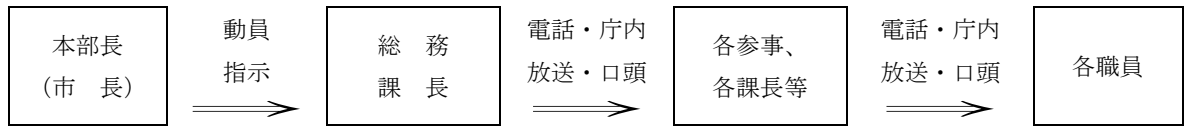
イ 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

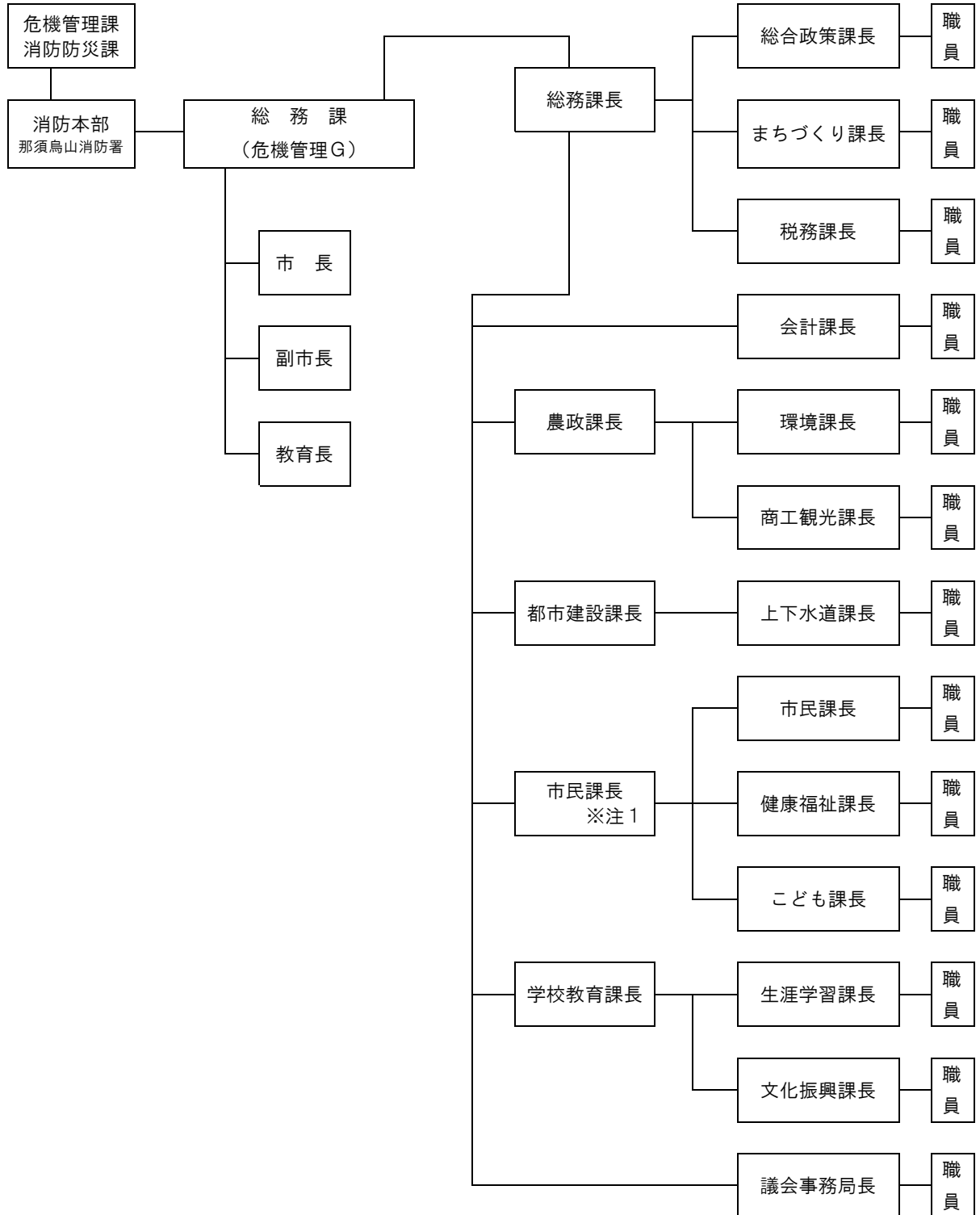
招集指示を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた場所に参加する。それ以外の職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。ただし、河川の増水などの状況によっては自主的に参加するものとする。

3 職員動員配備の伝達系統図

(1) 勤務時間内

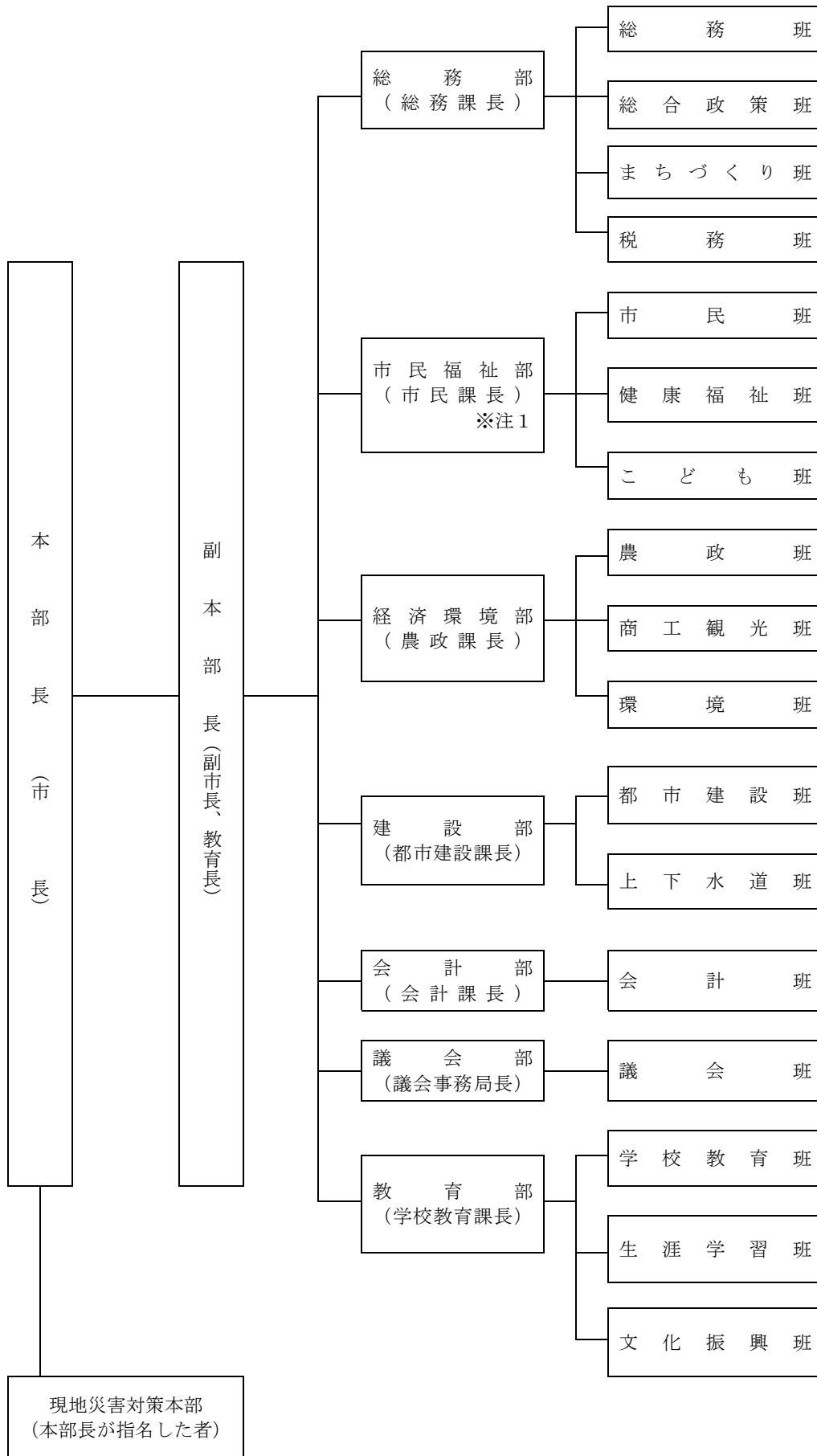


(2) 勤務時間外



※注1 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長をあてる。

別表1 災害対策本部組織図



※注1 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長を市民福祉部の部長にあてる。

別表2 災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 務
総 務 部 部長：総務課長	総 務 班 班長：総務課長	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 防災会議その他関係機関団体の連絡に関する事。 5 災害応急対策実施の総括に関する事。 6 災害情報のとりまとめ及び被害状況の報告に関する事。 7 避難の指示・勧告に関する事。 8 職員の動員及び派遣に関する事。 9 災害時における要員の確保、配分に関する事。 10 災害関係文書、物品、受理配布及び発送に関する事。 11 消防団に関する事。 12 緊急消防援助隊の受援に関する事。 13 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 14 関係団体、機関に対する協力及び応援の要請に関する事。 15 災害時における応急対策資材の調達に関する事。 16 仮設トイレの設置に関する事。 17 災害時の車両調達、配車に関する事。 18 市有施設の災害対策に関する事。 19 庁舎の整備及び本部の事務に必要な施設の整備に関する事。 20 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関する事。 21 災害救助法の適用に関する事。(特別班対象事務) 22 その他他の部の分担任務に属さない事項に関する事。
	総 合 政 策 班 班長：総合政策課長	1 災害時の広報に関する事。(特別班対象事務) 2 報道機関等との連絡に関する事。(特別班対象事務) 3 災害状況の取材及び記録の編集保存に関する事。 4 災害対策の予算及び資金に関する事。 5 本部長の秘書に関する事。 6 市所有の情報システムに関する事。 7 他の班の応援に関する事。
	ま ち づ くり 班 班長：まちづくり課長	1 災害時における食料等の確保に関する事。 2 労務者等の雇用に関する事。 3 災害見舞視察者の応接に関する事。 4 市内備蓄品の放出に関する事。 5 他の班の応援に関する事。
	税 務 班 班長：税務課長	1 救援物資の仕分け配分に関する事。 2 市民税及び国民健康保険税の減免その他災害時の税制に関する事。 3 固定資産の被害調査及び報告に関する事。(特別班対象事務) 4 他の班の応援に関する事。

<p>市民福祉部 部長：市民課長</p> <p>※ 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長を部長にあてる。</p>	<p>市民班 班長：市民課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 被災者の避難誘導に関する事。 4 避難所の開設及び運営に関する事。 5 南那須地区における災害時の広報に関する事。 6 災害時における住民相談に関する事。 7 被災者の身元調査及び照会等に関する事。 8 被災者名簿等の作成に関する事。(特別班対象事務) 9 遺体の埋火葬の許可に関する事。 10 り災証明書その他の証明書の発行に関する事。(特別班対象事務) 11 行方不明者の届出の受理に関する事。 12 診療所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 13 他の班の応援に関する事。
	<p>健康福祉班 班長：健康福祉課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。 3 炊出しその他食品の給与に関する事。 4 被服寝具その他生活必需品の給貸与に関する事。 5 災害弔慰金の支給等に関する事。 6 臨時予防接種に関する事。 7 要配慮者の安全確保対策に関する事。 8 防疫班の編成及び出動に関する事。 9 災害時の感染症対策に関する事。 10 食品の衛生に関する事。 11 災害時の医療助産に関する事。 12 医薬品、衛生材料、救護資材等の調達に関する事。 13 医療救護班の編成及び出動に関する事。(特別班対象事務) 14 救護所の設置に関する事。 15 他の班の応援に関する事。
	<p>子ども班 班長：子ども課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 就学前教育・保育施設園児の避難及び安全対策に関する事。 3 就学前教育・保育施設園児の保護に関する事。 4 要配慮者(特に乳幼児)の安全確保対策に関する事。 5 子ども館来館者の避難及び安全対策に関する事。 6 放課後児童クラブ利用児童の保護に関する事。 7 他の班の応援に関する事。

経 済 環 境 部 部長：農政課長	農 政 班 班長：農政課長	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 農林業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 市有林の災害対策及び被害調査に関する事。 5 農林畜産物及びその施設の被害調査及び応急対策に関する事。 6 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関する事。 7 被害農家の災害融資及び営農指導に関する事。 8 家畜及び畜産施設の被害状況調査に関する事。 9 被災家畜の飼料・防疫・診断に関する事。 10 被災農林業者の災害融資に関する事。 11 他の班の応援に関する事。
	商 工 観 光 班 班長：商工観光課長	1 商工関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災商工業者に対する災害融資に関する事。 3 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 他の班の応援に関する事。
	環 境 班 班長：環境課長	1 災害時におけるし尿及び廃棄物の処理に関する事。 2 環境衛生施設等との連絡調整に関する事。 3 災害時における公害防止に関する事。 4 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。 5 災害時における死亡獣畜の処理に関する事。 6 災害時における死亡者の火葬、埋葬に関する事。 7 他の班の応援に関する事。
建 設 部 部長：都市建設課長	都 市 建 設 班 班長：都市建設課長	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 重機等の応急復旧及び資機材の調達に関する事。 4 緊急輸送に関する事。 5 都市計画施設の災害対策に関する事。 6 土地区画整理の災害対策に関する事。 7 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関する事。 8 災害危険箇所の巡回パトロールに関する事。 9 災害復興都市計画の作成に関する事。 10 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 11 障害物の除去に関する事。 12 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 13 被災建築物応急危険度判定に関する事。 14 被災宅地危険度判定に関する事。 15 被災住宅復興資金に関する事。 16 他の班の応援に関する事。
	上 下 水 道 班 班長：上下水道課長	1 災害時の断水状況の調査、飲料水の確保及び応急給水に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 2 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 施設の応急復旧及び応援の受入れに関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 下水道施設の復旧に関すること。 6 給水機器及びその修理資材の確保に関すること。 7 水道施設の復旧に関すること。 8 他の班の応援に関すること。
<p>会 計 部 部長：会計課長</p>	<p>会 計 班 班長：会計課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における出納に関すること。 2 義援金等の受付、保管及び配分に関すること。 3 他の部の応援に関すること。
<p>議 会 部 部長：議会事務局長</p>	<p>議 会 班 班長：議会事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における議会活動に関すること。 2 災害時における議員との連絡調整に関すること。 3 他の部の応援に関すること。
<p>教 育 部 部長：学校教育課長</p>	<p>学 校 教 育 班 班長：学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 小・中学校児童、生徒の避難及び安全に関すること。 5 災害時の応急教育に関すること。 6 教職員の災害対策のための確保に関すること。 7 教科書の調達あっせんに関すること。 8 学校等への避難所開設時の協力に関すること。 9 災害時の学校給食に関すること。 10 被災生徒の育英・奨学に関すること。 11 他の班の応援に関すること。
	<p>生 涯 学 習 班 班長：生涯学習課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育施設への避難所開設時の協力に関すること。 3 災害対策活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関すること。 4 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害対策活動に協力する社会体育団体等の連絡調整に関すること。 6 社会体育施設への避難所開設時の協力に関すること。 7 要配慮者（特に外国人）の安全確保対策に関すること。 8 他の班の応援に関すること。
	<p>文 化 振 興 班 班長：文化振興課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化財関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

※ 特別班対象事務は、住家の認定調査や被災証明発行業務、又、それに呼応する支援策のワンストップ受付などを進めてゆく過程において、単独の班のみが対応しているだけでは、情報の共有化などの面から円滑に対応できないため、総務班が関係する班から職員を集約し行なうものとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市は、気象予警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 情報収集体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策主管職員（総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課担当職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システム及び携帯電話エリアメール等を活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P373

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

第2 警戒情報等の伝達

1 防災気象情報

宇都宮気象台が発表する防災気象情報は、次のとおりである。

市は、県を通じて宇都宮地方気象台から通報された気象情報、注意報・警報の防災気象情報を受けた場合、必要に応じて住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

大雨・強風時に発表する防災気象情報

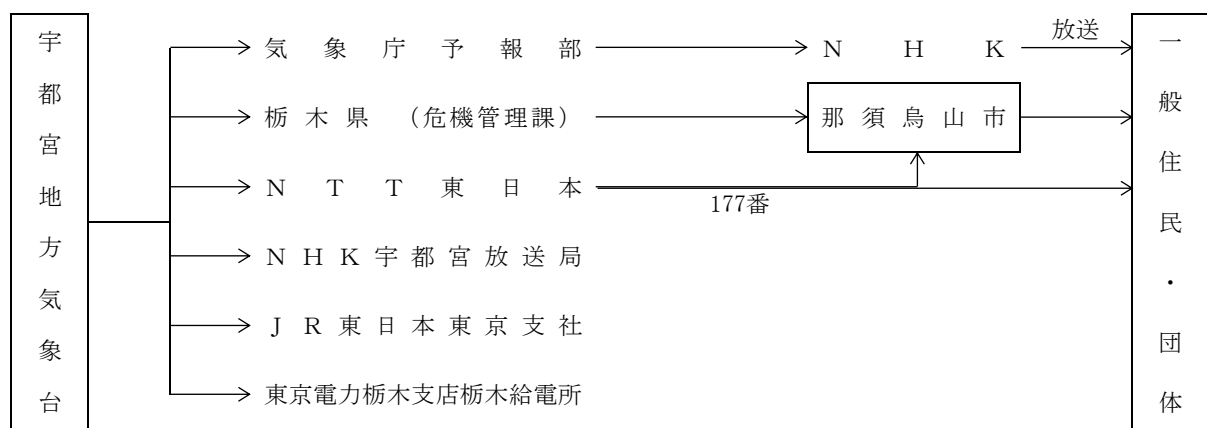
防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) (大雨に関する情報／台風に関する情報等)	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。 懸念される災害についての注意も喚起	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が栃木県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。

注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表	現象の将来的見通しとして、警報の可能性及びその発表時期への言及を行うことがある。
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表	特に重大な土砂災害の発生が予想される場合には、「過去数年間で最も土砂災害の危険が高まっています」といった説明を加え、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える重大な災害の危険性が著しく高まった旨を特別警報として発表	数十年に一度というような危険性が高まった場合には、「過去経験したことがないような異常な現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。」といった説明を加え、注意喚起を促し周知する。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度しか発生しない、まれな大雨（1時間雨量110mm以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生が高まっていることを周知する。

資料編 ◆ 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準 P 384

2 気象注意報、警報の伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報は、以下により速やかに通知する。



ア 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

イ 県

県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

ウ 県警察本部

県警察本部は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

エ 市

県又は東日本電信電話株式会社からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報・警報

を知ったときは、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

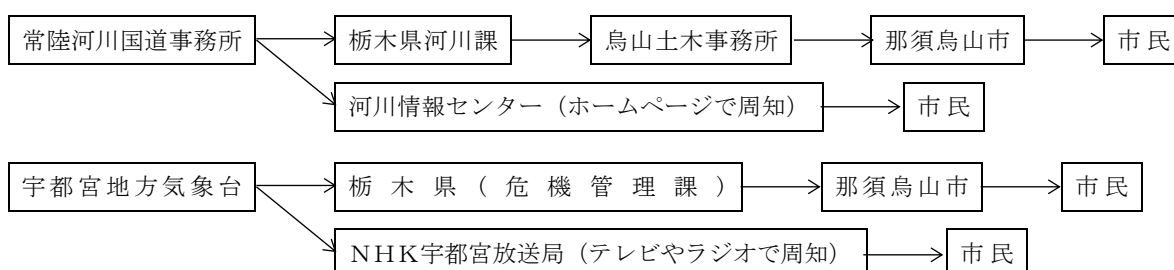
オ 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

3 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（那珂川）について、常陸河川国道事務所と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表される。下記により通知されるが、市においても、市民へ一斉メール送信や広報車などにより速やかな周知を図るとともに、避難勧告など速やかな対応を行う。

洪水予報の伝達方式

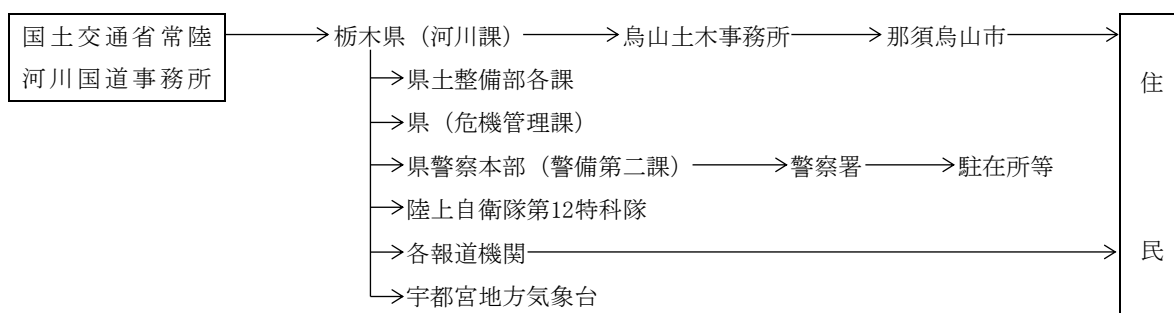


4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が、水防の必要がある状況が発表される（ただし、緊急の場合は烏山土木事務所長が発表し、知事に報告する。）。

水防警報の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川（那珂川）



5 一般住民からの通報

(1) 発見者の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察官に通報する。なお、急傾斜地等災害危険区域において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察署に通報する。

(2) 市、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、市は状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

要配慮者利用施設：児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 報告及び収集の実施者

- (1) 各課ごとの被害情報調査

各種被害ごとの調査担当課は、次のとおりである。

災害報告事務の状況一覧

市主管課	報告大別	報告の内容
総務課	災害全般	災害の状況・災害の程度・応急措置の概要
総務課	消防	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動
商工観光課	商工	商工業被害・その他
学校教育課	公立学校	公共文教施設（小・中学校施設）
健康福祉課	一般被害	人的被害・家屋被害・救助実施状況

- (2) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

- (3) 避難所からの収集

市民班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

3 郵便局に対する協力要請

市は、烏山郵便局及び南那須郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

資料編	◆ 災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	P 350
	◆ 災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	P 352

4 県職員の派遣

県は、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合又は本市から要請した場合あるいは本市への緊急な支援が必要と県危機管理監が判断した場合、県職員（緊急対策要員）を派遣し、本市の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、災害の状況によっては、県危機管理課・県消防防災課職員を現地（市災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

5 知事ホットラインの活用

大規模災害が発生するおそれがある場合等においては、県知事から市長に対し、直接、助言を頂く仕組み（知事ホットライン）を活用し、市における防災体制の充実・強化を図るものとする。なお、知事ホットラインを受けた場合は、市長からも知事に対して連絡が行えるとともに、市からの質問や再確認等を県危機管理課宛てに行えるよう双方向化する。さらに、知事から市長への連絡に併せて、県関係課の幹部職員から総務課長へ連絡を行うことで複線化を図るものとする。

第4 情報の整理・分析

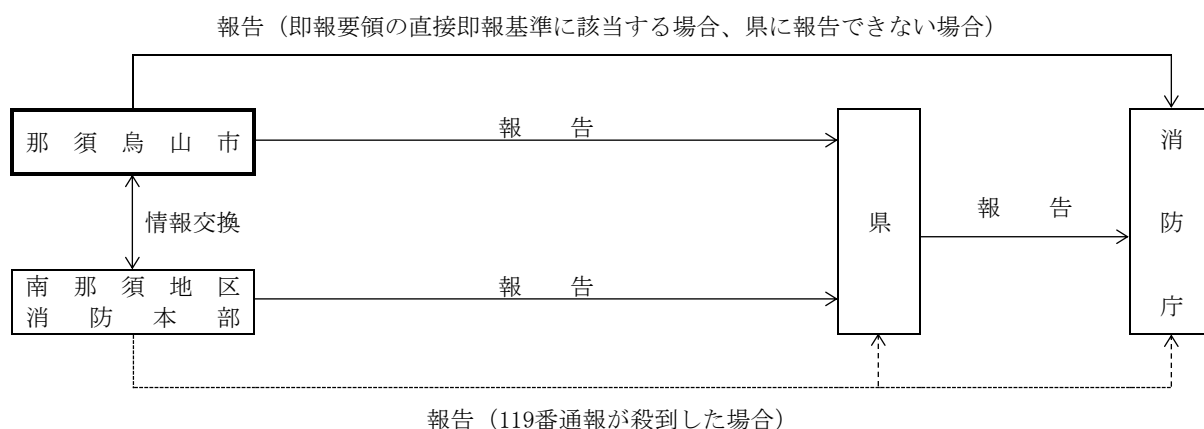
総務班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務課長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

1 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、市は、消防本部と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。



2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段としては、次のようなものがある。

区 分	通 信 手 段	説 明
県 防 災 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
市 防 災 行 政 無 線		災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
N T T	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非 常 ・ 緊 急 通 話 用 電 話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
N T T ド コ モ	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社NTTドコモと協議して事前に設定する。）
	衛 星 携 帯 電 話	衛星を利用した携帯電話機であり、災害時に通信手段の確保が困難な場合に、烏山庁舎・南那須庁舎間の通信を確保する電話（消防本部にも設置あり。）
そ の 他	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	消 防 団 無 線	消防団車両に積載された簡易無線（市役所烏山庁舎にも配置）
	警 察 通 信	県警察専用電話及び無線通信
	非 常 通 信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通 信 用 無 線 機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

2 公衆電気通信設備の利用

市、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなった場合には、次の措置を行い、通信の確保を図る。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

市は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

3 消防団指令システム

市幹部職員・消防団幹部職員約50名に対し携帯電話メール等への一斉送信システムにより、災害時の初動体制に万全を期すものとする。

4 警察通信設備の優先利用

市は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
那須烏山警察署	県 警 察 本 部	
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県 消 防 防 災 課	
烏山土木事務所	県 危 機 管 理 課 県 消 防 防 災 課	

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

栃木県非常通信用無線局局名録

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の形式	空中線電力	設置場所（電話番号）
栃木県	移	みなみなすふくし1	F 3 E	10	烏山健康福祉センター 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 82-2231
栃木県	基	ぼうさいからすやまどぼく	F 3 E	5	烏山土木事務所 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 83-1321
栃木県	移	ぼうさいからすやまどぼく1～5	F 3 E	10	
南那須地区広域	基	しょうぼうなすからすやま	F 3 E	10	南那須地区広域行政事務 組合消防本部 那須烏山市神長880-1 (0287) 82-2009
南那須地区広域	移	なすからすやま1～9 きゅうきゅうなすからすやま1.2	F 3 E	10	

第8 通信施設の応急復旧

1 市防災行政無線

通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に把握して使用可能な移動系無線を災害現場等との重要箇所に配備するなど、臨機な措置を行い、通信の確保を図り防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたるとともに、障害の早期復旧に努める。

2 公衆通信

東日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

3 移動通信

株式会社NTTドコモは、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、携帯・自動車電話方式可搬型基地局装置（P-MBS）を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

第9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

特に、エフエム栃木との間においては、「災害時における放送要請に関する協定書」で締結している内容に基づき、24時間・365日体制で災害時緊急放送を要請することができる。

第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、市は、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第1 監視、警戒

1 市、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他発災防止上必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

2 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防から水があふれていないか
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) （排・取）水門の漏水、扉の締め具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 市の活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）を出動又は出動の準備をさせ、また消防本部に出動の協力を依頼するとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

また、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団（消防団）の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

なお、水防管理団体の非常配備等についての詳細は、「那須烏山市水防計画」に掲げるものとする。

第4節 相互応援協力・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、状況によっては、県を通じて自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 市区町村相互応援協力等

1 市区町村間の相互応援協力

市長は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要な場合は、締結している相互応援協定に基づき応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

2 県への応援要請

市長は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは県に対して応援を求める。

3 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及びあっせん

(1) 市長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期すものとする。

(2) 市長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第2 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は防災ヘリ）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合においてドクターヘリによる輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

市長

(2) 事務手続

総務課において次により行う。

ア 要請窓口

(ア) 県民生活部危機管理課

(イ) 陸上自衛隊第12特科隊（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

イ 災害派遣要請の依頼方法

市は、県に対して派遣に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、県に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、その旨を速やかに県に通知するものとする。

様式

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

那須烏山市長名

陸上自衛隊の災害派遣要請の依頼について

次により陸上自衛隊の派遣について依頼します。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

4 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

5 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舎のあっせん

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

6 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第12旅団長と協議の上、県に対して撤収要請を依頼する。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、市は県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告し、救助の実施に備えるものとする。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が2,000以上のとき。（2号基準）
- (3) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が9,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害救助法適用基準一覧表

那須烏山市の人口（平成22年国勢調査）	滅失世帯数
15,000人以上30,000人未満	50世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める。市は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県

に報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 市災害救助法所管課（総務課）は、市民課、健康福祉課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 県は必要に応じて職員を派遣し、市町の行う被害状況の調査に応援、協力、立会い等を行う。

(5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

(6) 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。

(7) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
- イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

資料編	◆ 災害救助法施行細則（別表第1、第2）	P 363
	◆ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	P 370

区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
避難の 勸 告	市 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
待避の 指 示	市 長 〔災害対策基本法 第60条第3項〕	屋内での待避等の安全確保措置を指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	屋内での待避等の安全確保措置を指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の 指示等	市 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知 事 又 は その命を受けた職員 〔地すべり等防止法 第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。

※ 平成28年12月26日に内閣府より、「避難準備情報」の名称変更についての公表がありました。内容的には、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を『避難準備・高齢者等避難開始』に、併せて、「避難指示」を『避難指示(緊急)』に名称変更したことに留意すること。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は下表のとおりとする。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔水防法 第21条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消 防 吏 員 、 消 防 団 員 〔消防法 第28条第1項、第36条〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、火災を除く災害
(4)	警 察 官 〔災害対策基本法 第63条第2項他〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官〔災害対策基本法 第63条第3項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) 広報車の使用による伝達
- (3) 防災メール、防災ラジオによる伝達
- (4) エリアメール
- (5) とちぎテレビデータ放送
- (6) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (7) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

2 市の報告

市は、避難の勧告、指示を実施したとき、又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

3 関係機関相互の連絡

市その他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

(1) 住民の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の誘導

市は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

5 案内標識の設置

市は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉避難所に受入要請をする。本市の避難所は、資料編に掲載のとおりである。

(3) 市は、次の施設を福祉避難所として指定し、要配慮者の受入を要請するものとする。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
(福) 大和久福祉会	大和久福祉会 大和久育成園	那須烏山市南大和久956番地2 (0287) 88-2041
(福) 敬愛会	敬愛荘 さらい てんまりの杜 なごみ	那須烏山市滝田1867番地3他 (0287) 84-1176
(福) みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	同左	那須烏山市南1-2806-1 (0287) 82-2578
(福) 正州会	愛和苑 あいぜん ふげん	那須烏山市三箇183番地1他 (0287) 88-0311

- (4) 状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。
- (5) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (6) 市は、避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。
- ア 避難所開設の日時、場所
 - イ 収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要事項

資料編	◆ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	P 299
	◆ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	P 348

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、町内会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。
- また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者等、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努める。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、那須烏山警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (8) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

- (9) 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (10) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第5 要配慮者への対策

1 要配慮者への日常生活の支援

市は、県とともに被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

市及び県は、被災により生じた要保護児童や要支援高齢者等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 市在住外国人への対策

市は、被災した市在住外国人に対して、県及び公益財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 こころのケア対策

市は、県とともに被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 市における計画

市長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、市地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。なお、市長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行

い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、避難指示(緊急)の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第9 帰宅困難者対策

1 避難場所への誘導

鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って市に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、市が準備する避難所への誘導を行う。

市は、鉄道事業者と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

第10 広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定

P 331

第11 県外避難者の受入

1 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、避難場所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

- ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知
- イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理
- ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応
- エ 県外広域避難所に関する情報提供
- オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ア 県営住宅、市営住宅
- イ ホテル、旅館等
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）
- エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 市及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所(避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を収容する避難所)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内。また、冬期(10月～3月)は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

資料編	◆ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	P 348
	◆ 災害救助法施行細則(別表第1、第2)	P 363

第7節 消火活動

第1 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模な火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

1 大規模火災

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

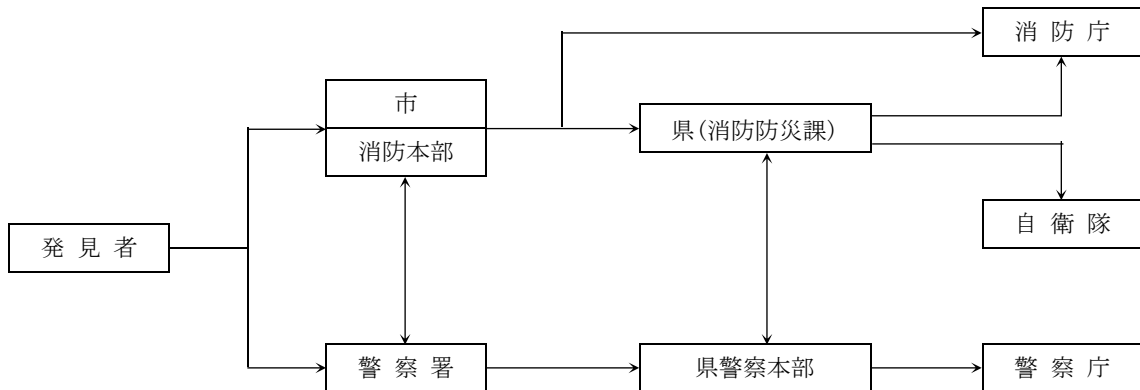
市及び消防本部は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 林野火災

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

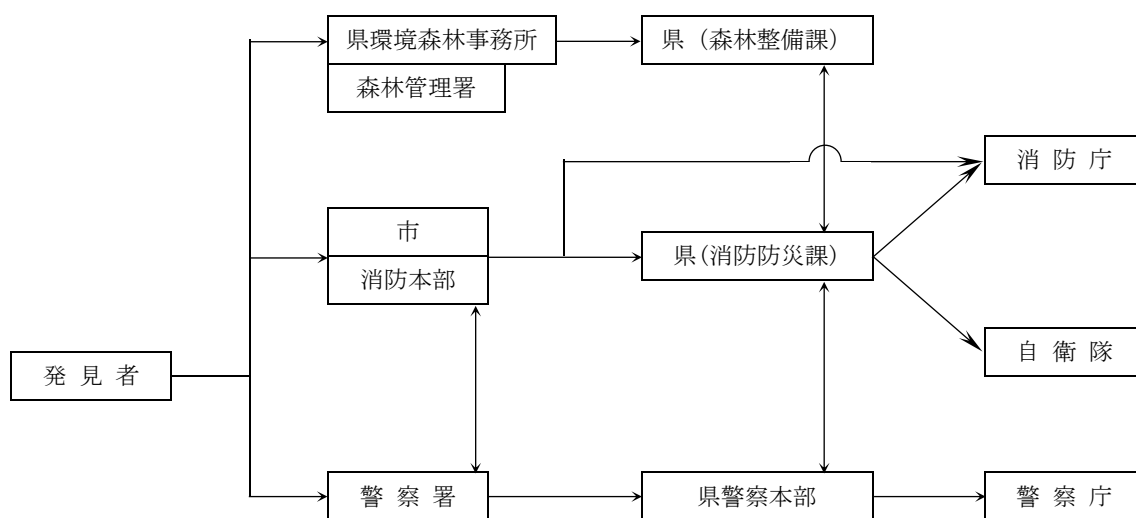
市及び消防本部は、林野火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、本章第2節に準じる。

第2 消火活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

1 消防関係機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮の下、適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線、消防団簡易無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

エ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

オ 救急・救助活動の実施

火災により負傷者が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

(2) 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

2 市等の活動

(1) 広域応援の要請

ア 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(ア) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続により要請、出動する。

a 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関の長が、市長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に連絡する。

b 第二次応援体制

上記 a によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内のすべての地区の消防機関が応援する体制

要請手続：① 受援側消防機関の長が、市長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

② 要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

(イ) その他の協定

(ア)によるほか、市区町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
	◆ 特殊災害消防相互応援協定書	P 346

イ 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(ア) 要請手続

a 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別・状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 応援要請日時
- ⑥ 必要な応援部隊数
- ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

- ⑧ 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- ⑨ 指揮体制及び無線運用体制
- ⑩ その他の情報(必要資機材、装備等)

b 市は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

(イ) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

県は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

3 大規模火災対策

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長時間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

4 林野火災対策

(1) 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

(4) 空中消火活動の実施

市は、消防機関及び県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機

材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第8節 救急・救助活動

災害により被災した者に対し、市は地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市、消防機関の活動

市、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 市は、直ちに南那須医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

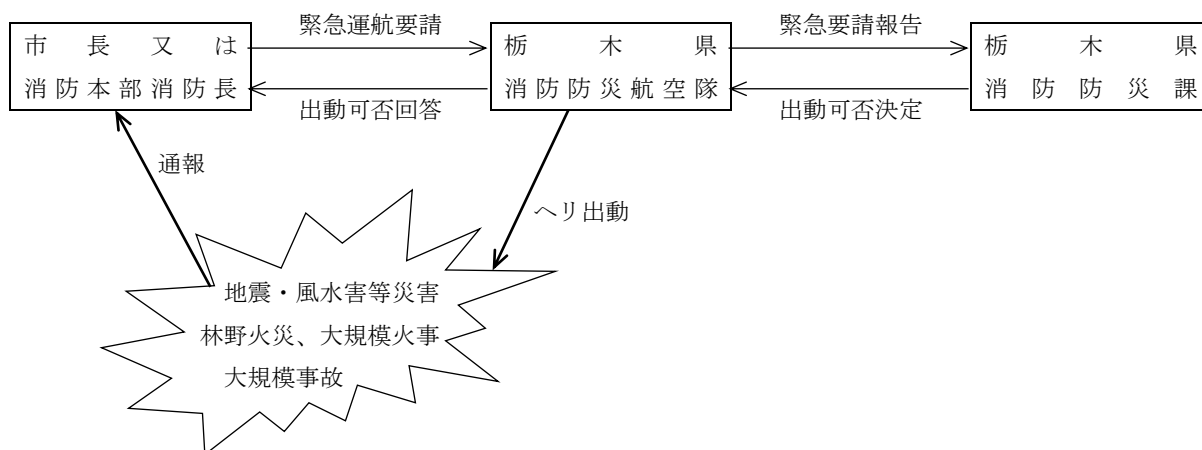
なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2 ヘリコプター活動体制

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図り、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行うなど、必要な活動体制を整備するものとする。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第4 消防相互応援等

消防相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等については、本章第7節に準じる。

第5 県、警察、自衛隊との連携

市は、那須烏山警察への救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊への災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼するものとする。

市、消防機関は、各機関との適切な連携のもと迅速適切な救出・救助活動を実施する。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 実施体制

- 1 市は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県へ応援を要請する。
- 2 市は南那須医師会、県北健康福祉センター、保健福祉センター、南那須地区広域行政事務組合等との緊密な連絡を図るものとする。
- 3 市は、市内医療機関の協力を得て救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により南那須医師会に出動を要請する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 医療救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、健康福祉班を中心に市内医療機関の協力を得て、医療救護班を編成しておくものとする。救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班の編成	医 師	2名
	薬 剤 師	1名
	看護師（保健師）	6名

- 2 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から編成準備しておくものとする。

資料編 ◆ 医療機関一覧

P 303

第3 実施方法

- 1 医療及び助産は、医療救護班により行う。
- 2 救護班が到着するまでに急迫した事情があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄の医療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。
- 3 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり高齢者等に対しては、特に留意する。

第4 救護所の設置

市は、安全性を考慮し、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。

第5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として市診療所等医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県等に要請して確保し、円滑な供給を図る。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

第6 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行うもの。

(2) 内容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

(4) 期間

分娩した日から7日以内

資料編 ◆ 災害救助法施行細則（別表第1、第2）

P 363

◆ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表） P 370

第10節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確保、迅速に輸送するため、市は県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

市は、被災者の輸送の責務を有する。実施責任者は、災害対策本部長（市長）があたるものとする。

災害時における輸送は、市長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は総務班が行う。

また、輸送の対処ができないときは、他市町又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 市の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 輸送手段の確保

1 自動車等による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車等による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 市有のもの

ア 総務班が稼働可能数の把握、配車を行う。

イ 配車については、各部班が自動車等を必要とするとき、総務班に要請を行う。

(2) その他のもの

各部班からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両等の派遣を要請するものとする。また、栃木県軽自動車運送協同組合（赤帽）との間で締結している「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」により、軽自動車による物資の輸送協力を要請する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
	◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	P 354

(3) 応援の要請

市長（本部長）は、本市内で自動車等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町又は県等に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類及び台数
- ウ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

第4 緊急輸送について

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により県又は那須烏山警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

1 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者住所及び氏名
- (2) 番号標に表示されている番号
- (3) 輸送人員又は品名
- (4) 使用者住所、氏名
- (5) 通行目的
- (6) 通行日時
- (7) 通行経路
- (8) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を車両に備え付けるものとする。

資料編	◆ 緊急通行車両の標章及び確認証明書	P 330
-----	--------------------	-------

第5 輸送体制の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1 救援物資集積場の確保

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、被災現場に近い公共施設等に救援物資集積

場所を確保する。

2 緊急輸送道路の確保

災害が発生した場合には、市は効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路（第1章第15節第1参照）と市役所、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所など市の防災拠点とを結ぶ市道を優先して確保する。

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資の輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

資料編 ◆ 災害救助法施行細則（別表第1、第2）

P 363

第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、市は関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給するものとし、その責任者は市長（本部長）とする。ただし市のみでは対応実施不可能な場合は、近隣市町・県・相互応援協定を締結している自治体・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

市は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

市は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第 2 給食

1 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

(1) 備蓄物資の放出

市は、市役所烏山庁舎職員休憩室等に備蓄している食料を放出し、被災者に配分するものとする。

(2) 主要食料の調達

前記(1)の備蓄食料では不足する場合は、次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

ア 市内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記イによっても不足する場合、食料の配給を知事に申請し、県で備蓄している食料の調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて関東農政局栃木農政事務所に対し、主要食料等の供給を要請するものとする。

(3) 副食の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、市内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、他市町、県等に、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品及び調味料等の供給を依頼する。

(4) 調達時の留意事項

- ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）。
- イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

(5) 米飯の炊出しのための施設は、学校給食センターの施設を必要により利用するものとする。

4 食料の集積場所の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

救援食料等は、税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木農政事務所主管課長、地域課長又は政府保有米を管理する倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の供給を要請することができる。

イ 炊出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。

- ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

- イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）
- ウ 燃料費（品目、数量について制限はない。）
- エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第2 給水

1 実施体制

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行い、その責任者は市長（本部長）とする。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県等、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

市は、備蓄計画により備蓄している飲料水を放出し、被災者に配分する。市の備蓄飲料水のみでは不足する場合は、次により飲料水の確保を図る。

- (1) 応援協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。
- (2) 市は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。
- (3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

3 給水方法

市では、災害時における住民への給水方法として、市水道の水源地に非常用電源を設置しており、停電等に即座に対応できるものとし、市保有の給水タンク等で指定された避難所等へ給水活動を実施する。また市は、給水班を組織して給水活動を行うとともに、水道施設の応急復旧活動を実施する。

4 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

5 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

6 飲料水の供給

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、栃木県食品衛生協会烏山支部等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。
- (2) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を給水車、ポリエチレン袋等の容器により運搬し給水するものとする。

(3) 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

7 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、複数搬送路の検討をしておくものとする。
- (2) 市は応急給水の早期実施体制確立を図るため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努めるものとする。
- (3) 応急給水用資機材、施設等の現状

ア 給水用資機材

(平成27年4月1日現在)

給水車	給水タンク	ポリタンク等
—	1 m ³ ×3基	200×13個 100×88個 50×204個

イ 配水池

(平成24年4月1日現在)

池数	貯水能力 (m ³)
19	14,640

ウ 鋼板プール等

(平成27年4月1日現在)

小学校	中学校	高等学校	養護学校	計
1	1	1	1	4

資料編 ◆ 給水装置工事業指定者一覧

P 293

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 生活必需品等の供給

1 実施体制

災害時、市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。この場合において、実施責任者は、市長（本部長）とする。また、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市は、備蓄計画により備蓄している生活必需品（毛布、ふとん、日用品等）を放出し、被災者に配分する。市の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

ア 市内販売業者等からの調達

市は、那須烏山商工会、商店若しくは農業協同組合等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

イ 応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町等に対し必要な物資の供給を要請する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

(2) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町等からの供給が困難な場合等には、県に備蓄物資の供給等を要請する。

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- (2) 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- (3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

4 救助物資の集積場所の確保と管理

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (ク) 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は県が行う。市までの物資の輸送については、本章第10節により行うものとする。

被災者への支給は、主として市が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第 1 2 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林体制の再開を目指す。

第 1 農作物・林作物・水産物等の応急対策

1 農林水産技術対策

- (1) 市は、風水害等による農林水産被害を防止するため、必要に応じ、農業協同組合、森林組合等関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 市は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報及び特別警報の発表の通知を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図るものとする。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市が実施する。

(2) 応急対策の実施

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第13節第3に準じて行う。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市、消防機関、那須烏山警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林水産業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 市は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

(1) 施設の点検、監視等

ア 施設の点検及び監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検及び監視を行う。

イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民及び関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

農林水産業共同利用施設に災害が発生した場合には、施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

第13節 保健衛生活動

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる感染症の発生予防・まん延防止及び人身の安定・保護のため、市は関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。

(1) 実施体制

市は、市内医療機関等の協力を得て、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生班を編成し、適切な防疫活動を実施する。

市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 防疫活動計画の作成及び物資の確保

感染症対策を実施するにあたって、市は、防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。

また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

(3) 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

(ア) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(イ) 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

(ア) 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

(イ) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

(ア) 対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。

b 廃棄にあつては、消毒、cに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。

c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。

(イ) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(4) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生監視

(1) 実施体制

市は、県、関係団体と協力して、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を実施する。

(2) 食品衛生監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じ必要と認めるときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

(3) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(4) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

(5) 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(6) その他

災害の状況により被災地区周辺の食品衛生指導員に協力を依頼し、指導を求めるものとする。

3 被災者の健康維持活動

県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

(1) 健康相談等

健康福祉班は、烏山健康福祉センターと連携して災害時における健康相談や訪問相談等の健康対策を実施する。

4 資器材の調達

(1) 市内業者から調達

災害発生後、速やかに保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

第2 遺体取扱対策

1 遺体の捜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態で行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、原則として市が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して捜索する。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市

町等に応援要請を行うとともに、県あて、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

ア 行方不明者

(ア) 行方不明者の届出の受理は市民班において取扱う。受付の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録しておく。

(イ) 捜索は消防班が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施するものとする。

イ 遺体

(ア) 遺体の捜索は災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行うものとする。

(イ) 遺体の捜索活動は、本部及び那須烏山警察署が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

(ウ) 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中遺体を発見したときは、市民班及び那須烏山警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。市のみの対応が困難である場合、県に応援を要請し、支援を受ける。

ア 検案の実施

(ア) 遺体の検案は、原則として救護班が、南那須医師会、日本赤十字社栃木県支部の協力を得て実施するものとする。

(イ) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

イ 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、市が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

ウ 身元確認

那須烏山警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

エ 遺体収容（安置）所の開設

市民班及び消防班は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。

また、遺体収容（安置）所の開設にあたっては、遺体の保存に十分な量のドライアイス、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うものであること。

イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

県は、市で対応が困難な場合、広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

(2) 埋葬の実施方法

- ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県の協力を得て応急仮設火葬場を設置する。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
◆ 災害救助法施行細則（別表第 1、第 2）	P 363

- ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- エ 遺体を土中に葬る場合は、市内寺院等の協力を仰ぎ、所要の地積を確保する。
- オ 市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び県に応援を要請する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第 2 条で定められた額以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

- (ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。
- (イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

第 3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

市は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

市は、県と協力して、被災地において、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施を行う。

(2) 実施対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第14節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、市及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市は、災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティア団体等の協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則第2条で定める額以内

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は市内の建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

(1) 車両移動等の実施

ア 道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ▷ 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- ▷ 運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

イ 土地の一時使用等

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じ、ボランティア団体等の協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 15 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、市及び関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する。

第 1 ごみやがれきの処理

1 実施体制

市等は、被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で処理する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災した市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市等は、災害により発生する倒壊家屋、焼失家屋等からの木材・家財等の災害廃棄物等について、平時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案して排出量を推計し、その処理体制を整備する。

3 収集運搬

- (1) 市等は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。
- (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるので、市等は、環境保全に支障のない場所を仮置場として確保し、搬入先とする。
- (3) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市等の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市等が収集運搬を行う。
- (4) 市等は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

ア ごみ処理施設

(平成28年3月31日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設名	施設の所在地	建設年度	処理能力	施設数	処理方式	排煙処理施設
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	63～元	55 t / 回 (27.5 t / 16 h × 2 炉)	1	流動床式	バグフィルター

イ 粗大ごみ処理施設

(平成28年3月31日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設の所在地	建設年度	処理能力 (t / 日)	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理実績 (20年度)	
						年間処理 (t / 日)	資源回収量 (t / 日)
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市大桶444	63～元	20	併用	1,175	540

4 留意事項

市等は、災害廃棄物等の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

ア 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

ア 金属等の資源物は分別して再生利用する。

イ その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

(3) がれき

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）による。

ウ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。

5 避難所の廃棄物対策

市等は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

6 近隣市町等、関係機関との協力体制の整備

市は、近隣市町等及び関係団体に対し、災害廃棄物等の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。また、有限責任中間法人栃木県環境美化協会に対し、災害廃棄物等の収集運搬の協力要請を行う。

7 国庫補助制度の積極的活用

市等は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第2 し尿処理

1 実施体制

市等は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災した市等のみで処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市等は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。

3 収集運搬

(1) 市等は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 市等は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 留意事項

市等は、収集運搬したし尿を原則として南那須地区広域行政事務組合で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

ア し尿処理施設

(平成21年3月31日現在)

事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模(kl/日)	施設数	処理方式 (高度処理設備)	放流河川名
南那須地区広域行政事務組合	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	58～60 改造(H11～12)	70	1	標準脱窒素 〔加圧浮上、オゾン酸化〕 〔砂ろ過、活性炭吸着〕	那珂川

5 近隣市町等、関係団体との協力体制の整備

市及び近隣市町等並びに関係団体は、相互応援協定等に基づき、し尿の処理を行う。

6 国庫補助制度の積極的活用

市等は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第3 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市は、県と協力して、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

なお、環境大臣は、廃棄物処理特例地域として指定された市からの要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、災害廃棄物の処理を代行することができる。

2 留意事項

市等及び県は、廃棄物処理業の許可を受けずに廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第16節 文教対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体确保安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

第1 応急措置

- 1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、安否を確認する。
- 2 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- 3 校長等は、災害の状況により、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね下表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市長に協力する。

第4 避難

- 1 実施責任者は、校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員を必ず付けて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
- 4 その他児童・生徒等の避難計画は、本章第6節「避難対策」に準じて実施するものとする。

第5 給食に関する措置

学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

- 1 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- 3 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- 4 給食物資の調達が困難なとき
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第6 学校の衛生管理

災害の状況によっては、被災学校の教職員、児童・生徒等に対し、感染症予防接種や、健康診断を県北健康福祉センターに依頼し実施するものとする。

第7 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行うものとする。

第8 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第9 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県を通じて文化庁に速報し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合は被害の程度により職員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

資料編 ◆ 種類別指定文化財一覧

P378

第10 文化施設における応急対策

施設の被災により収藏品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収藏品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第11 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて那須烏山消防署、那須烏山警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市又は県教育委員会に報告する。

第17節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設及び被害家屋の応急修理を行い、被災者の一時的な居住の安定を図る。

第1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合には、応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象者

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象者

本節第2の1に掲げる対象者に同じ。

2 内容

(1) 設置予定場所

市において決定するものとする。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

3 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内容

事務委任された市及び県が「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」を締結した締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

市は、県が「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」を締結した締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、被災者に提供する。

第18節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、必要な要員の確保を図り、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第1 労務供給計画

1 実施体制

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保

災害時における必要な要員の確保、配分及び職業安定所等との連絡は総務班及びまちづくり班が行う。

各部班が労働者を必要とする場合、次の事項を明示しまちづくり班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労働者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

3 要員の確保が困難な場合の対応

市は、市内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

- (1) 相互応援協定等に基づく他の市町等に対する応援要請
- (2) 県への要員確保依頼
- (3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
	◆ 特殊災害消防相互応援協定書	P 346
	◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	P 354

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊出しその他による食品の給与

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

1の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第19節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第1 道路施設

1 災害情報の収集

市は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視に努める。
- (2) 市は、那須烏山警察署等関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

2 災害状況の伝達

- (1) 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、那須烏山警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県指定緊急輸送道路（第1章第15節第1を参照）を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

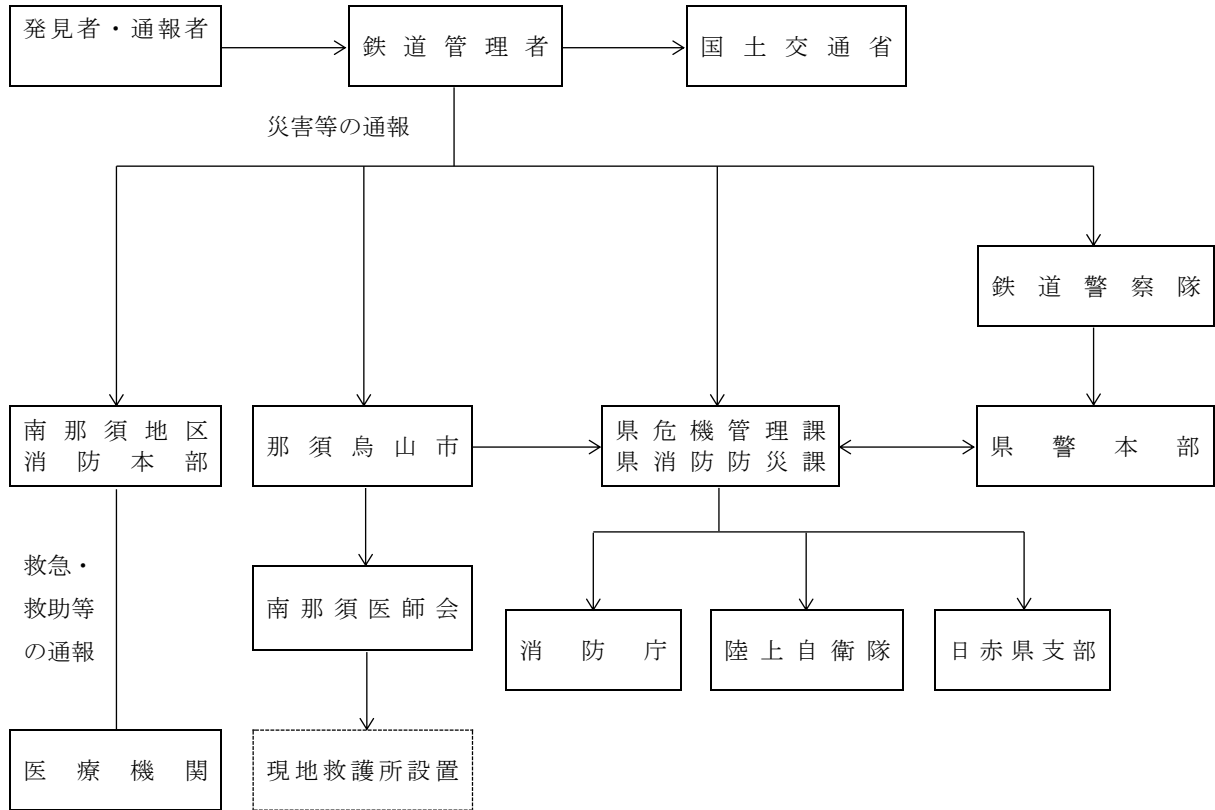
また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

1 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

2 連絡系統

鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図は、次のとおりとする。



(注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 市、県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第3 上水道施設

1 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

4 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第4 下水道施設

1 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

2 応急措置

(1) 下水道施設が被害を受けた場合、市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度、工法の検討

イ 復旧資材、作業員の確保

ウ 技術者の確保

エ 復旧財源の措置

第5 電力施設

東京電力パワーグリッド㈱は、災害が発生した場合は、同社の防災業務計画書により、電力施設を防護し、被災地の電力供給を確保する。

1 災害応急対策の協力

市は、次に示す事項に関し、東京電力パワーグリッド㈱に対し協力をするものとする。

- (1) 電力施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況の市民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 災害時における危険予防措置

東京電力パワーグリッド㈱は、電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

東京電力パワーグリッド㈱は、応急工事の実施にあたって、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対応の中核となる官公庁（署）、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用が最も大きいものから行う。

4 広報

東京電力パワーグリッド㈱は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第6 河川管理施設等の対策

市は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに県に報告するものとする。

- ア 水防団（消防団）が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 水防団（消防団）の部長及び班長は所定の詰所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

市は、烏山土木事務所より決壊の状況と処置について連絡を受けるものとし、できる限り氾濫による被害が拡大しないように率先して協力するものとする。

第 20 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策の配備体制等については、第2章第1節の規定に準ずる。

第 1 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

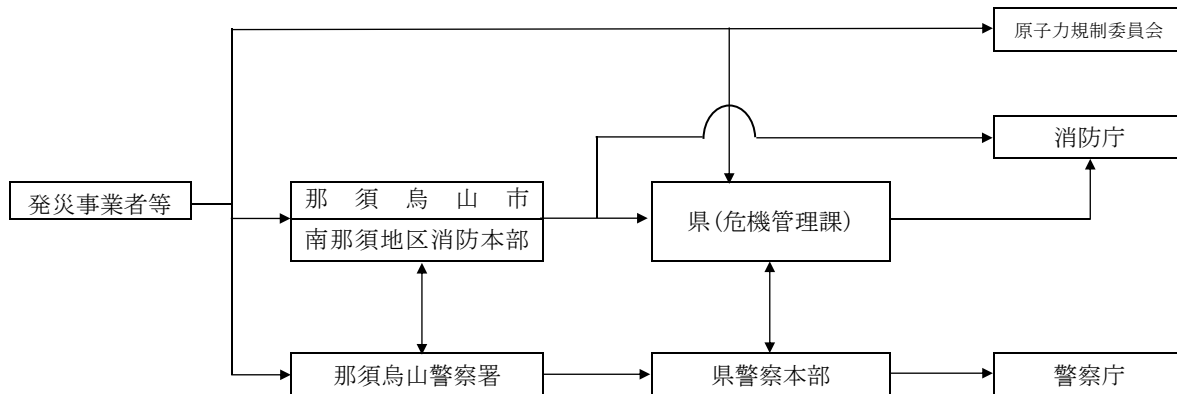
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 事業者の対策

R I 等（放射能同位元素等）取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察に連絡する。

4 市、消防機関の対策

(1) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあり、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

(2) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。

(3) 市は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第2 放射性物質運搬事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警官、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

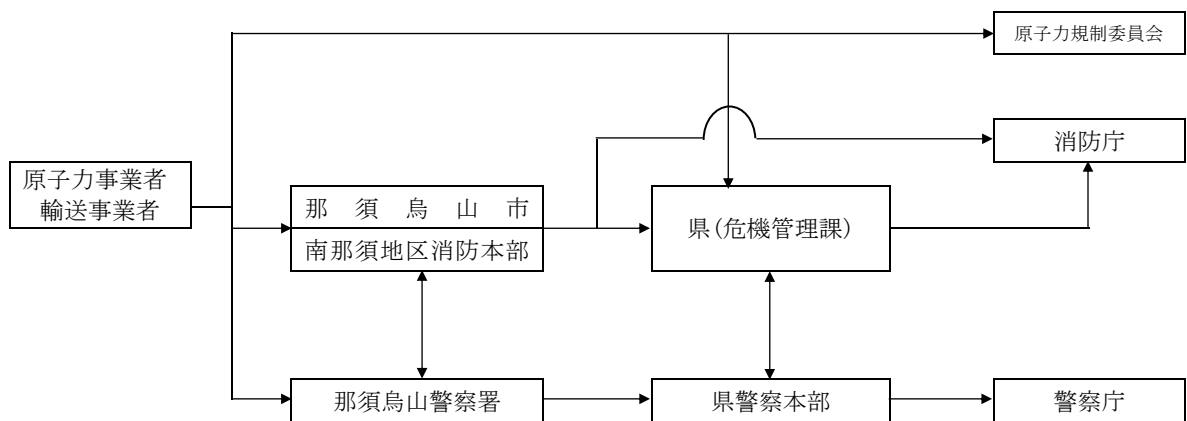
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 事業者の対策

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

4 市、消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第3 石油类等危険物事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

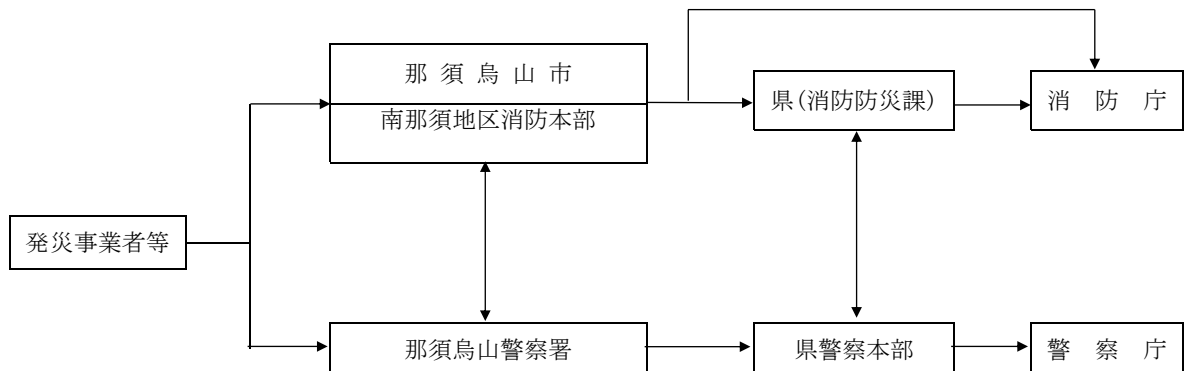
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 危険物取扱事業所等の火災・爆発応急対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

4 市の火災・爆発応急対策

市は、被害の状況により那須烏山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

5 危険物取扱事業所等の漏洩応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

6 河川管理者等の漏洩応急対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

7 市、消防機関の漏洩応急対策

- (1) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 市は、被害の状況により那須烏山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第4 ガス事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

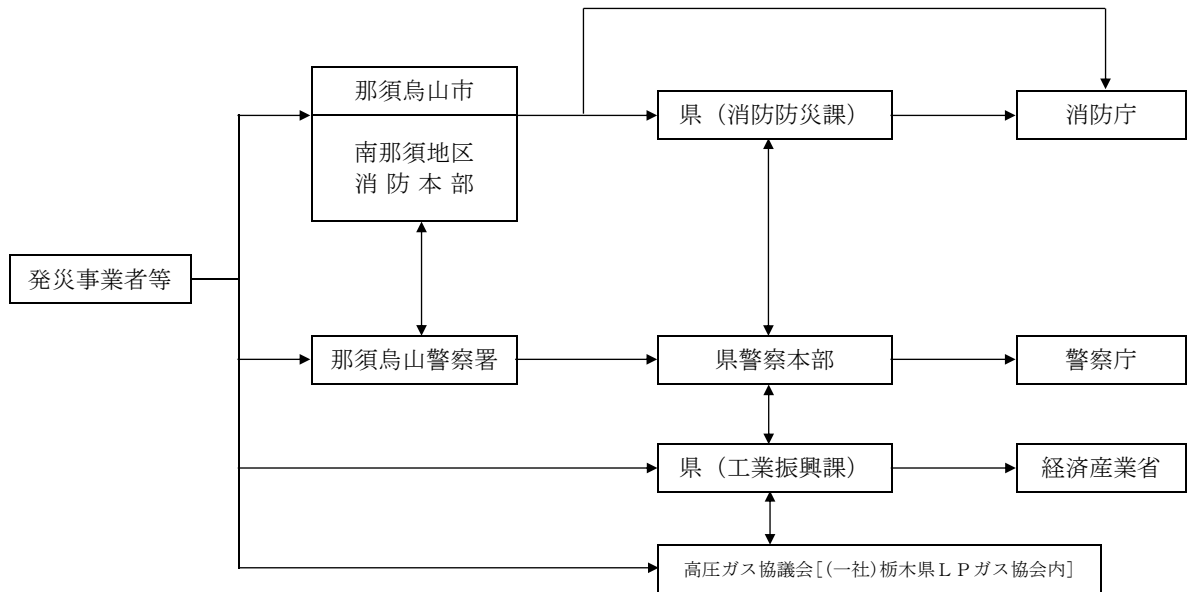
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス協議会等各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部、那須烏山警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

4 市、消防機関のガス事故対策

(1) 市は、被害の状況により那須烏山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第5 火薬類事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

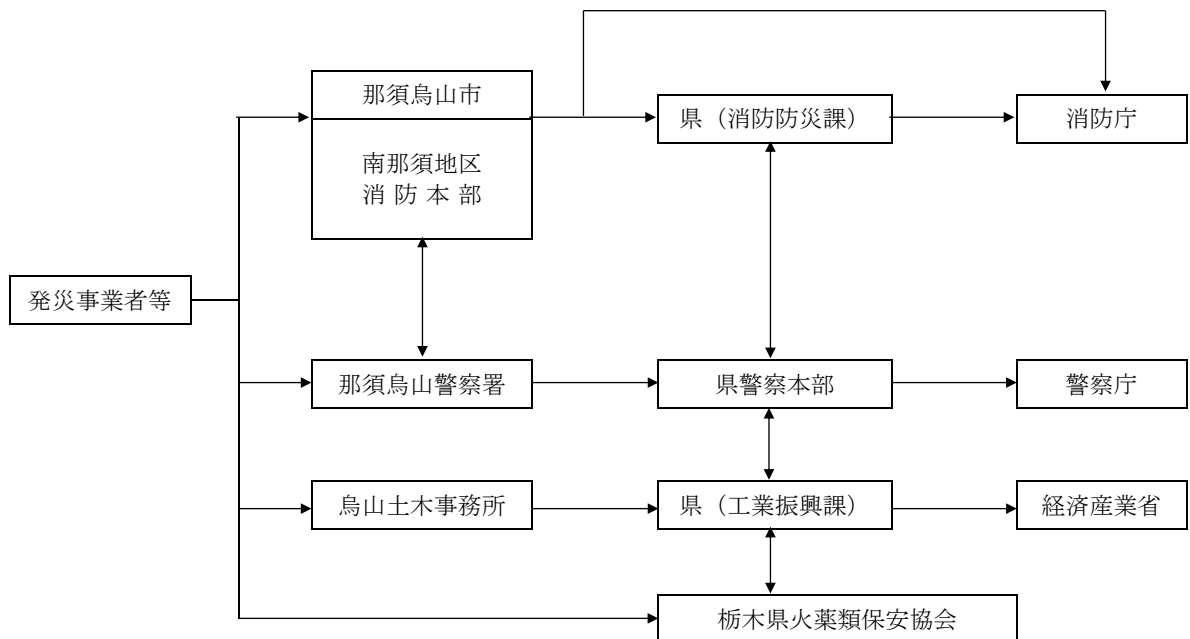
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 火薬類事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

4 市の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 毒物・劇物事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警官、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

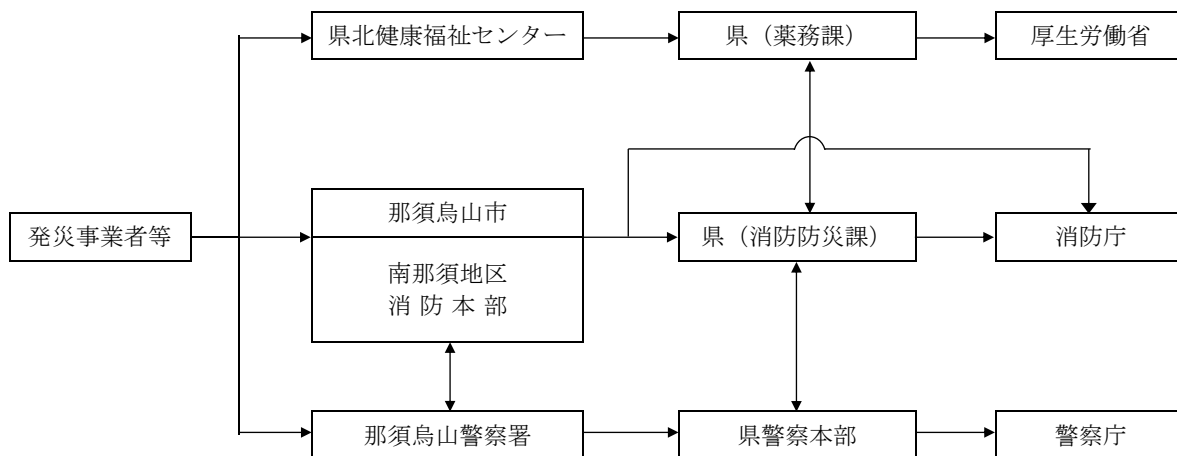
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P373

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

4 市の毒物・劇物事故対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第21節 広報活動

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、市は、県や防災関係機関と相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報の内容

市及び防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。この際、実施責任者は市長（本部長）とし、総合政策班が災害時の広報活動を実施する。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・避難指示(緊急)に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

※ (10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

第2 広報の方法

市は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、市が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

1 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、要配慮者に対し、県と連携して、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を受けながら的確な情報提供を行うものとする。

- (1) 市防災行政無線による放送
- (2) 市有広報車の現地派遣
- (3) ポスター等のはり付又は配布
- (4) 自治会を通じた周知
- (5) ホームページによる広報
- (6) 防災メール
- (7) エリアメール

- (8) ツイッター
- (9) とちぎテレビデータ放送
- (10) 防災ラジオ

2 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては、災害情報及び市の応急対策状況を速やかに発表するものとする。

発表の時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て適宜行うものとする。

また、Lアラートによる情報発信も有効な手段として位置付けるものとする。

第3 被害発生後の広報

市は、住民生活の混乱を防止し、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害状況や応急対策状況など「第1 広報の内容」について具体的にわかりやすく広報する。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

第4 記録写真等の収集

災害が発生した場合等の記録写真等は、各関係機関で積極的に撮影・収集に努める。

第2節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に駆けつけたボランティア団体等が混乱なく円滑に活動できるよう、市は社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティア団体等の受入・活動支援

1 災害時のボランティア団体等の活動内容

災害時において、ボランティア団体等に期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

市は、県及び市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティア団体等の活動を支援・調整するための体制整備を図る。

また、市は、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得ながら、ボランティア活動の受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなどの住民やボランティア団体等への周知を図る。

加えて、市外から本市への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、市社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供などの支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

市は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

また、市は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

市は連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

市は、義援物資の一時保管場所（物資集積所）を確保し、職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

市は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

市、県、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、市防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強い地域づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

3 県、国等職員の派遣要請

市は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第2 迅速な原状復旧

市は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、市は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、

住民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意する。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、河川の治水安全度の向上又は土砂災害に対する安全性の確保等の事項を基本的な目標とすること。

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

3 復興本部の設置

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、県、国との連携、広域調整のため、復興本部を設置する。

第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整える。

第2 リ災証明書の発行

市は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害についてリ災証明書を発行する。

第3 租税の減免等の措置

市は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、那須烏山市税条例に基づいて、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長（市税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要な事項を指定してその期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2）

災害により期日までに市税を納めることができない者で、その市税を一度に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

- (5) 本県に隣接する県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯 人員	合計 支給 限度額	基本額	居住関係経費（加算）		
				建設又 は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

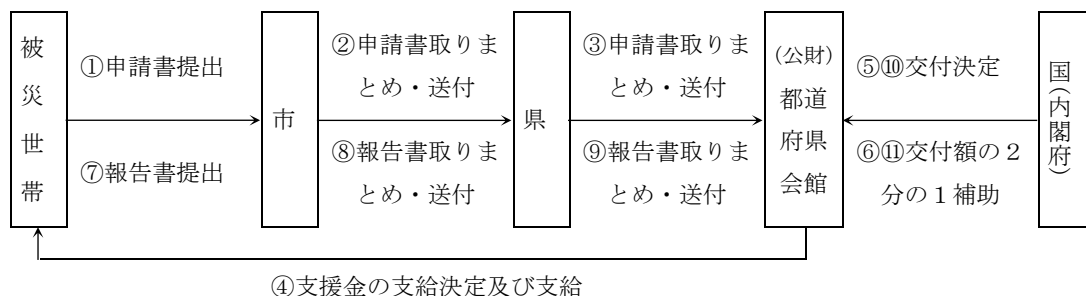
- ※ 世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。
- ※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。
- ※ 基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。
- ※ 居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

4 支給手続

支給申請は市に行き、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県（県民生活部）に提出する。県（県民生活部）は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県会館に提出する。

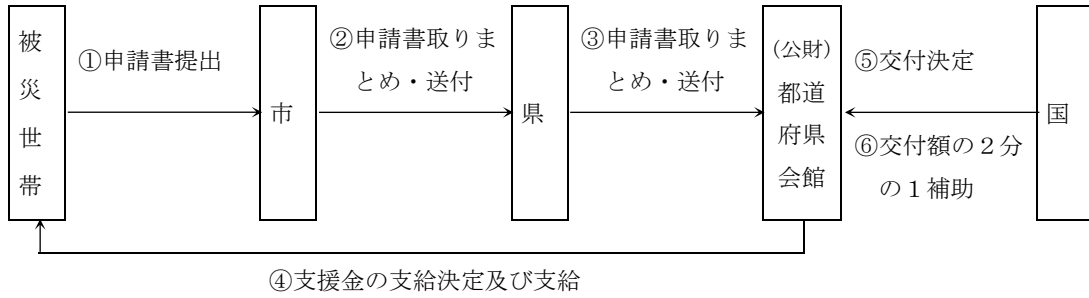
【支援金支給事務手続】

○概算支給の場合



⑤⑥：概算支給時

○精算支給の場合



第5 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、栃木県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第4の2（P168参照）と同じ。

3 支給条件

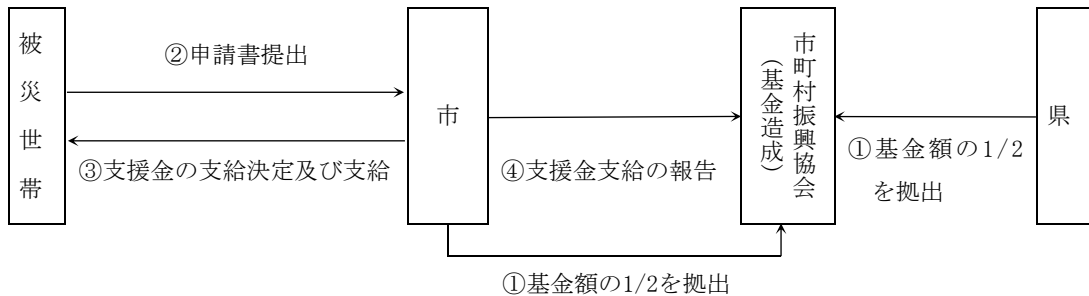
本節第4の3（P168参照）と同じ。

4 支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、栃木県市町村振興協会から市に交付される。

【支援金支給事務手続】



第6 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した住民の生活の早期再建を図るため、県が行う資金枠の確保、貸付け等の金融支援は、以下のとおり。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市総務課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市総務課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市総務課
	生活福祉資金 （災害援護資金） （住宅資金）	災害により被害を受けた低所得世帯	社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
	中小企業融資 （県制度融資）	災害により被害を受けた中小企業者	県経営支援課 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 国民生活金融公庫 金融機関
	災害復興住宅融資	住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金） （家畜再生産資金）	災害条例の適用市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合 森林組合 等
	農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合 等
	災害により被害を受けた 中小企業向け融資 ▷ 国民生活事業「災害貸付」 ▷ 中小企業事業「災害普及貸付」	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫

第7 被災者への制度の周知

市及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送
- (4) 市、県及び関係機関等のホームページ

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁	市 担 当 課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）		
(1) 河 川	国土交通省	都 市 建 設 課
(2) 砂防設備	国土交通省	〃
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省	農 政 課
(4) 地すべり防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課
	農林水産省	農 政 課
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課
(6) 道 路	国土交通省	〃
(7) 下水道	国土交通省	上 下 水 道 課
(8) 公 園	国土交通省	都 市 建 設 課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）		
(1) 農地・農業用施設	農林水産省	農 政 課
(2) 林業用施設	農林水産省	〃
(3) 共同利用施設	農林水産省	〃
3 文教施設等災害復旧事業		
(1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省	学 校 教 育 課
(2) 公立社会教育施設（激甚法）	文部科学省	生 涯 学 習 課
(3) 文化財	文部科学省	文 化 振 興 課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	健 康 福 祉 課 こ ども 課 環 境 課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	健 康 福 祉 課 こ ども 課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省	環 境 課
7 医療施設災害復旧事業		
(1) 公的医療機関	厚生労働省	健 康 福 祉 課
(2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省	〃
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	上 下 水 道 課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）		
(1) 街 路	国土交通省	都 市 建 設 課
(2) 都市排水施設	国土交通省	〃
(3) 堆積土砂排除事業	国土交通省	〃
(4) 湛水排除事業	国土交通省	〃

10 住宅災害復旧事業（公営住宅法）		
(1) 罹災者公営住宅の建設	国土交通省	都 市 建 設 課
(2) 既設公営住宅の復旧	国土交通省	〃
(3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省	〃
11 災害関連緊急事業		
(1) 災害関連緊急治山事業	農林水産省	農 政 課
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省	〃
(3) 災害関連緊急砂防事業	国土交通省	都 市 建 設 課
(4) 災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省	〃
(5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	〃
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	国土交通省	〃
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省	〃
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省	〃
12 その他の災害復旧事業		
(1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省	まちづくり課
(2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	〃	都 市 建 設 課
(3) その他の復旧事業	(関係省庁)	総 務 課

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

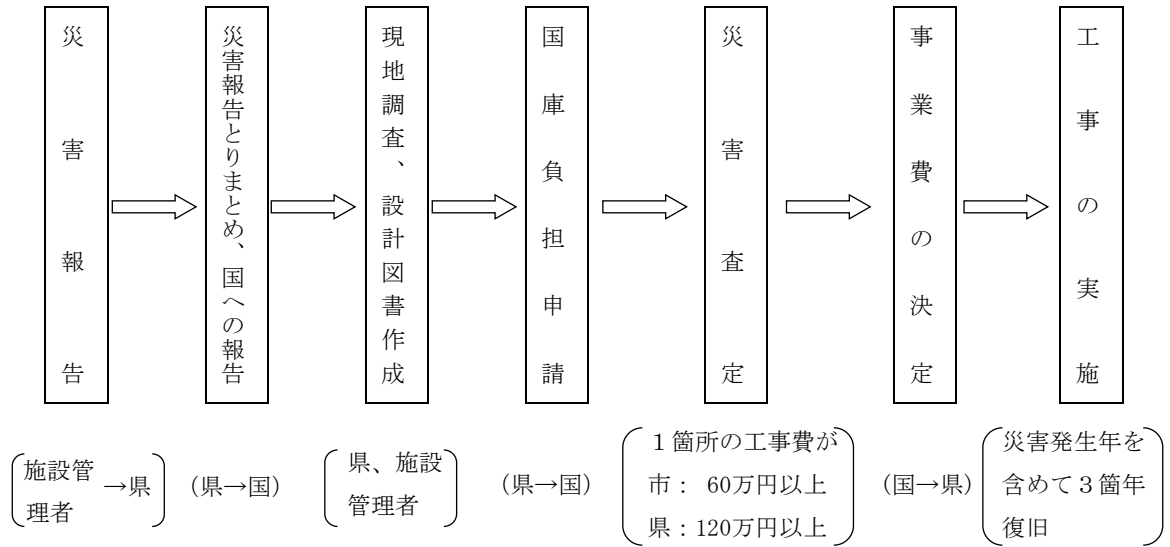
2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

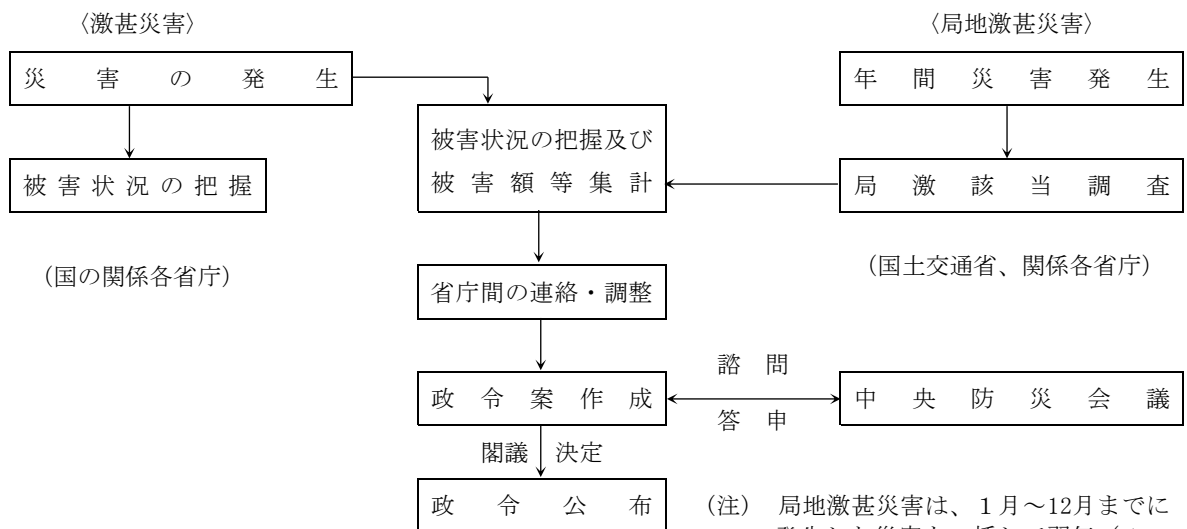
2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>[B基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25%</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4%</p> <p>(2) 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>(1) 法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額 × 1.5% で法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>[A基準] 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね5%</p> <p>[B基準] 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね1.5%</p>

	<p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%</p> <p>(2) 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×おおむね1.0%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (法第13条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>中小企業関係被害額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ)>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>[B基準]</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の中小企業関係被害>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>(2) 一つの都道府県の中小企業関係被害>1,400億円</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条)</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (法第19条)</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>滅失住宅戸数>4,000戸以上</p> <p>[B基準]</p> <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。</p> <p>(1) 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>(2) 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>

<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、法第2章の措置が適用される災害</p> <p>(2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p>

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税込×50% (ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合を除く。</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) >当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5倍</p> <p>ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>(1) 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</p> <p>(2) その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る)×おおむね25%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 〈法第13条〉</p>	<p>中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>